

武蔵村山市第三次農業振興計画の策定について

このことについて、別添のとおり策定しましたので、お知らせいたします。

武蔵村山市第三次農業振興計画

平成30年度～平成39年度

つなげる〔継〕・たがやす〔耕〕・うるおす〔潤〕
～農のあるまち 武蔵村山～

平成30年3月

武蔵村山市



武蔵村山市第三次農業振興計画の策定に当たって

我が国の都市農業を取り巻く現状は、安価な輸入農産物との競争などの経営環境の厳しさに加えて、高地価、宅地化の進展や住宅地に隣接することによる営農環境の悪化、農業従事者の高齢化や後継者不足といった問題を抱えています。

その一方で都市農業は、食の安全への意識の高まりや都市農地の持つ多様な機能への理解の進展、良好な都市景観の形成などの面から社会的評価が高まっています。



このような状況を踏まえ、国は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成 27 年 4 月に都市農業振興基本法を制定しました。

また、国は、都市農業の振興に関する計画として、これからの都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 28 年 5 月に「都市農業振興基本計画」を、都市農業振興基本法第 9 条に基づき策定しました。

本市では、平成 20 年 3 月に「武蔵村山市第二次農業振興計画」を策定し、本市の農業の将来像を「市民の豊かな生活を彩る 魅力あふれる武蔵村山農業」と定め、農業振興に関する施策を推進してまいりました。

この度、この計画が平成 29 年度をもって満了することから、新たな都市農業の方向性を踏まえ、本市の都市農業の更なる振興を図るため「武蔵村山市第三次農業振興計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様の御理解、御協力を得ながら、農業者や農業関係団体、東京都などとの連携を図り、様々な施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり貴重な御意見をいただきました武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力いただきました皆様、農業関係団体の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

武蔵村山市長

藤野 勝

目 次

はじめに	1
1 計画策定の目的	3
2 計画の期間	3
3 計画の位置付け	3
第1章 本市農業の現状と課題	5
第1節 本市の概要	7
1 位置・地勢	7
2 人口・世帯数の推移	7
3 土地利用	8
第2節 本市農業の現状	9
1 基幹的農業従事者数の推移	9
2 経営耕地面積の推移	10
3 農作物の出荷先別経営体数の割合	11
4 農産物販売金額帯別の経営体の割合	12
5 農業経営者の年齢構成	13
6 農産物作付面積上位10品目	14
第3節 農業振興にかかるアンケート調査結果の概要	15
1 市民が求める農業（市民対象のアンケート調査結果の概要）	15
2 農業者が求める農業（農業者対象のアンケート調査結果の概要）	20
第4節 武蔵村山市第二次農業振興計画の取組状況	26
1 武蔵村山市第二次農業振興計画の取組内容（平成28年度末まで）	26
2 本市の農業関係施策の具体的内容	29
第5節 農業振興の主要課題	31
第2章 本市の都市農業の将来像	33
第1節 目指すべき本市の都市農業の姿	35
1 基本理念	35
2 基本施策	35
第2節 農業振興施策の体系と内容	36
1 計画の体系	36
第3節 施策の内容	39
基本施策1：つなげる【継】	39
基本施策2：たがやす【耕】	43
基本施策3：うるおす【潤】	46
第4節 計画の推進	50
1 計画の推進体制の確立	50
2 各実施主体の主な役割	51

第3章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	53
第1節 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	55
1 育成目標等	55
2 農業構造の変遷	55
3 経営目標等	55
4 今後10年間の重点目標	57
第2節 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	58
1 農業経営の分類	58
2 経営モデルの設定	59
第3節 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	62
1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標.....	62
2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組.....	62
3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類 型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標.....	62
第4節 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	63
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標...	63
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	63
第5節 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	64
1 利用権設定等促進事業に関する事項	64
2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	70
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その 他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	70
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農 作業の実施の促進に関する事項	73
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項.	74
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	75
第6節 農地利用集積円滑化事業に関する事項	76
1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	76
2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準...	76
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	76
第7節 その他	81
資料編	87
I 計画策定体制	89
1 体系図	89
2 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会	90
3 武蔵村山市農業振興計画調査検討委員会	93

II	その他の市民の参加	96
1	市民調査	96
2	農業者調査	96
3	パブリックコメント	96
III	国の農業振興施策	97
1	都市農業振興基本法	97
2	都市農業振興基本計画	97
3	農業経営基盤強化促進法	97
4	生産緑地法	98
IV	東京都の農業振興施策	99
1	東京農業振興プラン（平成 29 年度からおおむね 10 年）	99
2	東京都農業振興基本方針	100
3	その他の東京都の農業振興施策等	100
V	武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画（平成 28 年度～33 年度）	101
VI	武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度～31 年度）	103
VII	用語解説	104

はじめに

1 計画策定の目的

市では、平成 20 年 3 月に「武蔵村山市第二次農業振興計画」を策定し、「市民の豊かな生活を彩る 魅力あふれる武蔵村山農業」を将来像に設定し、「生産の基本となる農地の保全」、「魅力ある農業経営の推進」、「農とふれあいのあるまちづくりの推進」の 3 つを柱に一団の優良農地である多摩開墾^{*}や市街化区域内の生産緑地、狭山丘陵などで行われている農業の振興を図ってきました。

平成 27 年 4 月には都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）が施行され、都市農地を計画的に保全するとともにその振興を図ることとされ、この法律に基づいて平成 28 年 5 月には都市農業振興基本計画が閣議決定されました。

市街化区域内にある保全すべき農地については、平成 3 年に改正された生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に基づき、生産緑地地区として指定され、長期間農地として管理することになり、さらに平成 29 年 5 月には生産緑地法が改正され、引き続き都市農地保全への取組が求められることとなりました。

このような都市農業を取り巻く社会情勢が変化する中、第二次農業振興計画が平成 29 年度をもって満了することから、これまでの取組の成果等を踏まえながら、「武蔵村山市第三次農業振興計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間の計画です。

ただし、経済・社会情勢の変化や施策の進行状況などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け

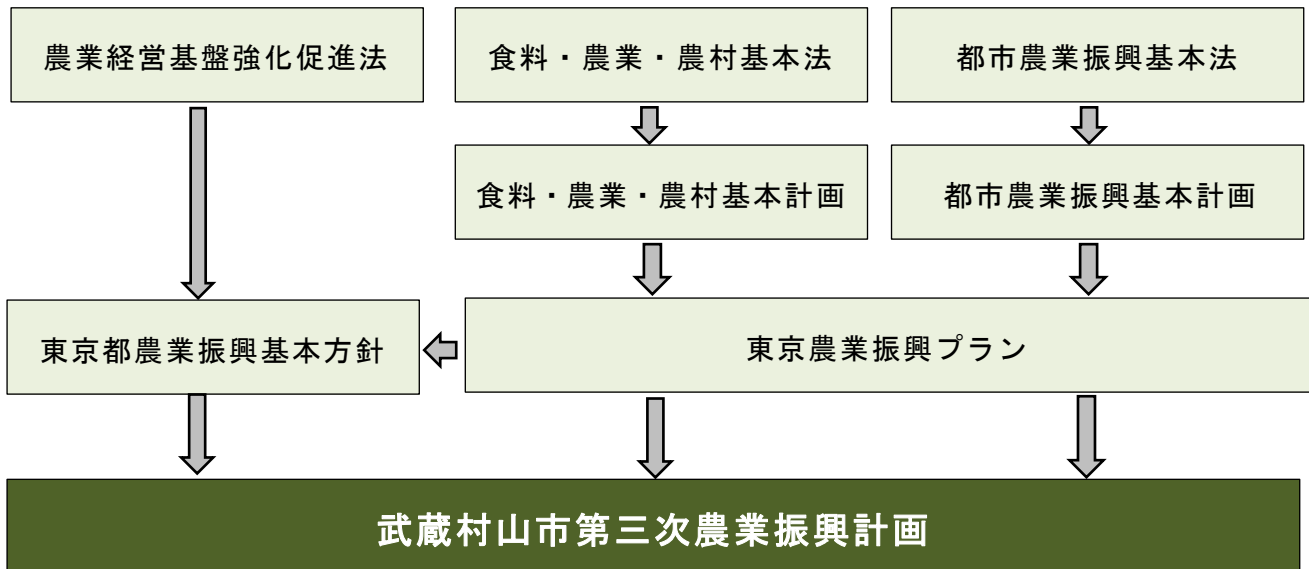
本計画は、武蔵村山市第四次長期総合計画（基本構想・後期基本計画）を上位計画とし、国が定める食料・農業・農村基本計画^{*}や都市農業振興基本計画、東京都が定める東京農業振興プランや東京都農業振興基本方針及び本市の関連計画との整合を図り、農業関係分野を担う基本計画として位置付けます。

また、本計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条に規定する農業基本構想及び都市農業振興基本法第 10 条に規定する地方計画としても位置付けます。

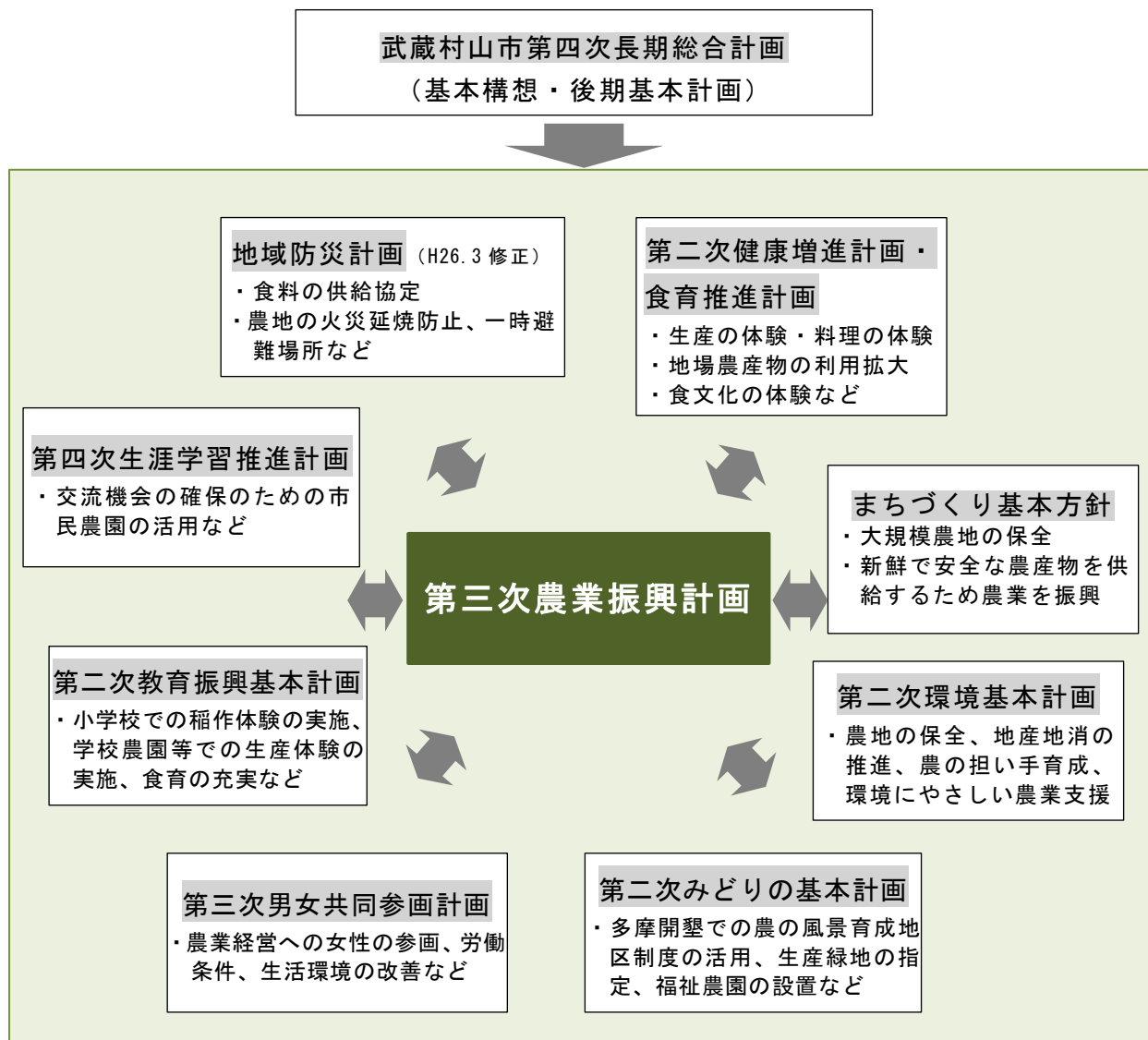
注）都市農業振興基本法、都市農業振興基本計画、農業経営基盤強化促進法、生産緑地、東京農業振興プラン及び東京都農業振興基本方針については、「資料編」に詳しく紹介しています。

文中の^{*}が添付されている用語については、P103 以降の用語解説に掲載しています。

■ 関係法令等との関連



■ 武蔵村山市における農業振興計画にかかる主な計画体系



第 1 章 本市農業の現状と課題

第1節 本市の概要

1 位置・地勢

本市は、新宿副都心から約30km西側、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に隣接しています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵には、市内外から多くの人々が訪れる都立野山北・六道山公園や市立野山北公園があります。

狭山丘陵の麓から南には武蔵野台地が広がり、宅地と畑（茶、野菜、果樹園など）がその多くを占めています。また、瑞穂町を源とする多摩川水系の残堀川と本市を源とする荒川水系の空堀川の2本の一級河川が、市の北側から南東に向けて流れています。

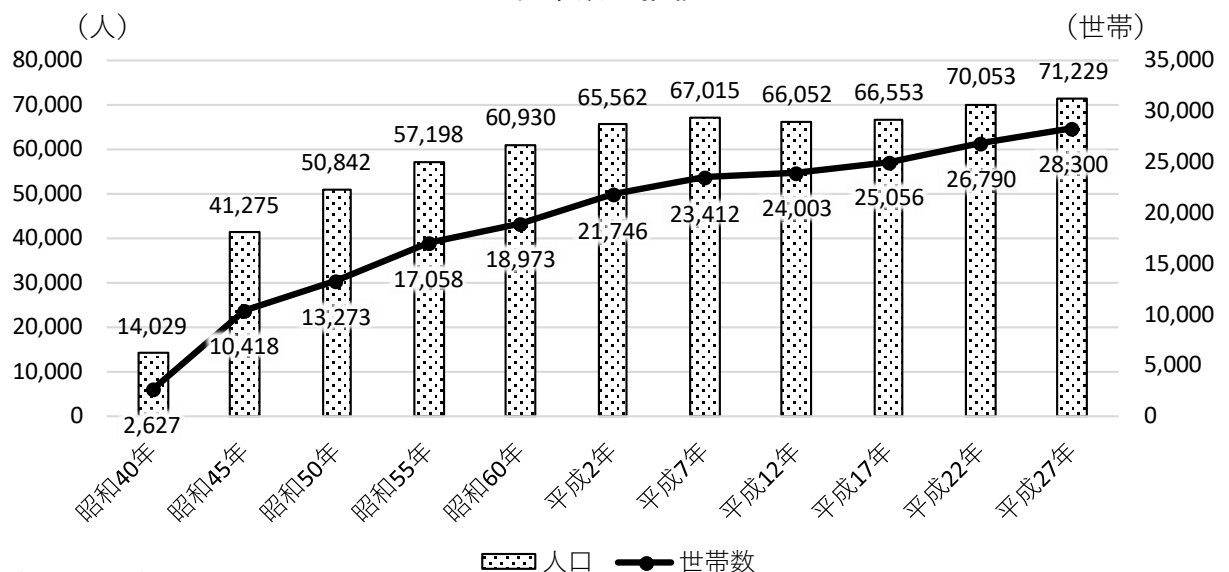
■ 武蔵村山市の位置



2 人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和40～45年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成7年頃まで大きく増加してきました。その後、人口の伸びは次第に緩やかになり、平成27年10月1日現在の国勢調査による人口は71,229人、世帯数は28,300世帯となっています。

■ 人口・世帯数の推移



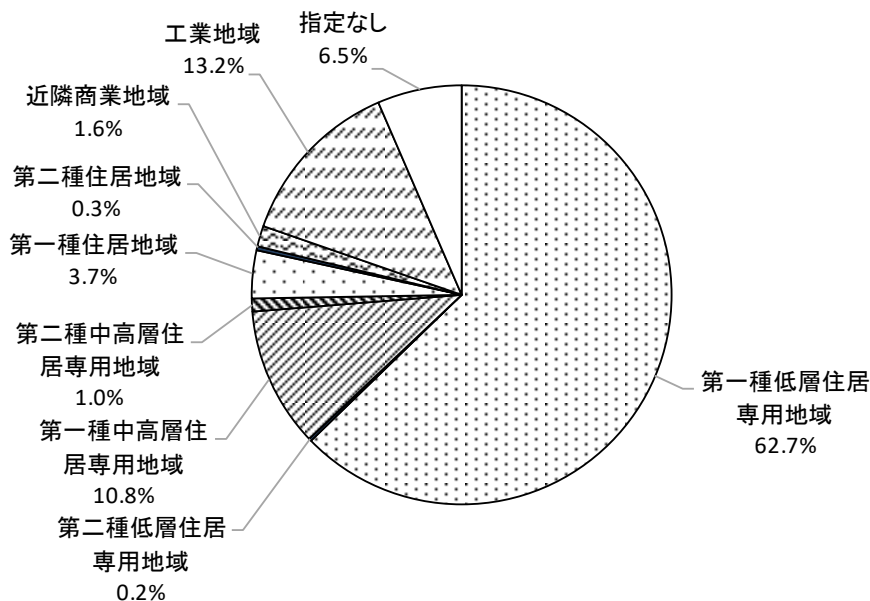
資料：国勢調査

3 土地利用

本市の用途地域をみると、平成29年4月現在、住宅系用途が約80%であり、なかでも第一種低層住居専用地域が約63%を占め、現況では、低層の住宅を基調とした土地利用が主体となっています。しかし、工業地域内の一部では、住宅系の建物が混在しています。

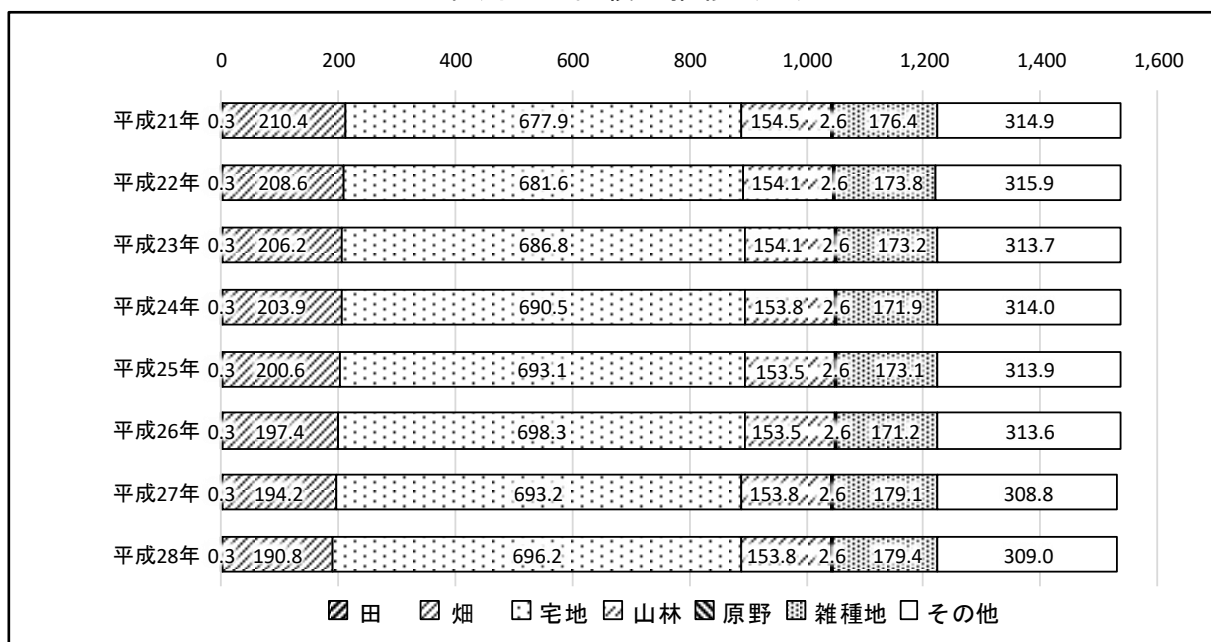
地目別土地面積の推移をみると、平成28年度では、宅地が696.2haで全体の約45%を占め、増加傾向となっています。一方、畑は減少傾向にあります。

■用途地域面積の割合



資料：都市計画課

■地目別土地面積の推移 (ha)



資料：固定資産概要調査

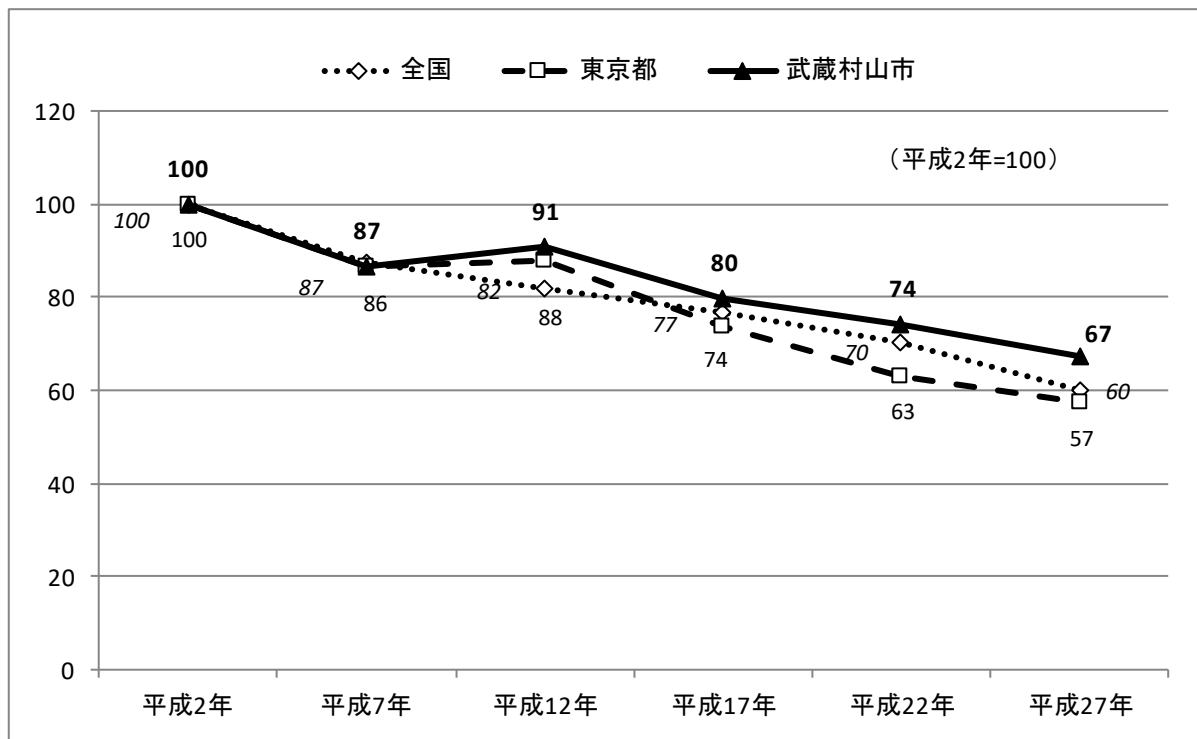
第2節 本市農業の現状

1 基幹的農業従事者数の推移

本市の基幹的農業従事者*数は減少傾向で推移しており、平成2年を100とすると平成27年は67となっています。同様にみると国は60、東京都は57であり、本市の減少幅は全国、東京都よりも緩やかとなっています。

また、平成27年の本市の基幹的農業従事者数は253人であり、平成2年の376人と比較すると123人減少しています。

■ 基幹的農業従事者数の推移（販売農家*）



出典：農林業センサス*

■ 基幹的農業従事者数の推移（人）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
武蔵村山市	376	326	341	300	279	253
東京都	16,925	14,632	14,879	12,476	10,686	9,681
全国	2,927,122	2,560,032	2,399,579	2,240,672	2,051,437	1,753,764

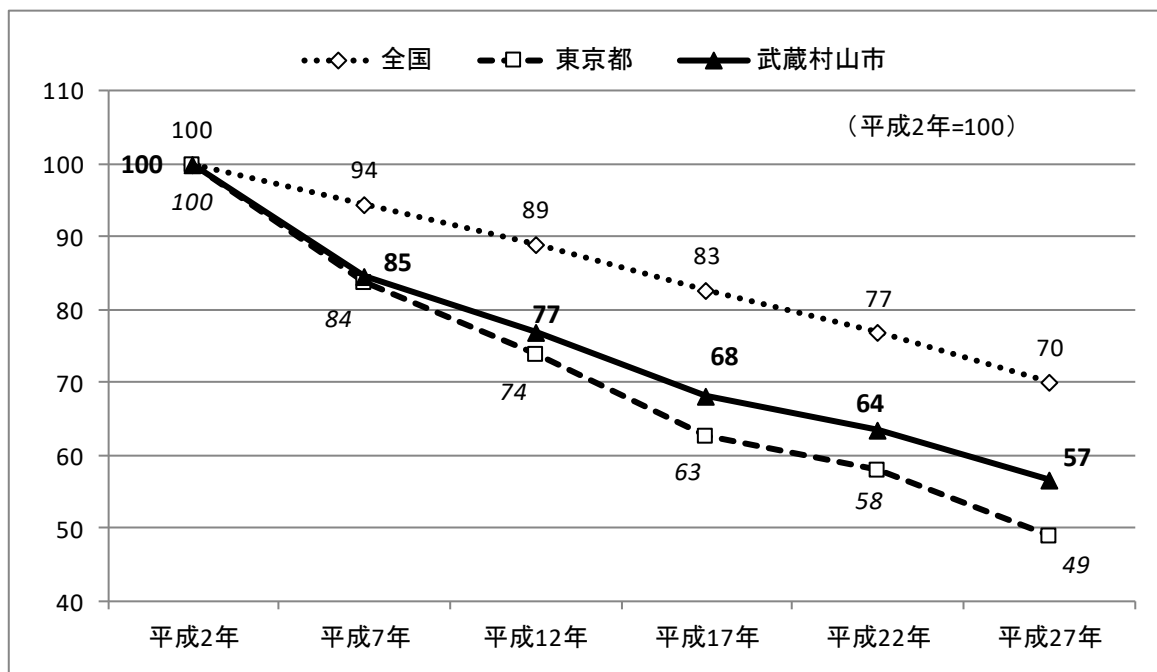
出典：農林業センサス*

2 経営耕地面積の推移

本市の経営耕地※面積は、平成2年以降、減少傾向で推移しており、平成2年を100とすると平成27年は57となっています。同様に国は70、東京都は49であり、本市の減少幅は東京都よりも緩やかとなっています。

また、平成27年の本市の経営耕地面積は155haであり、平成2年の274haと比較すると119ha減少しています。

■ 経営耕地面積の推移（総農家）



出典：農林業センサス※

■ 経営耕地面積の推移（ha）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
武蔵村山市	274	232	210	187	174	155
東京都	10,037	8,408	7,415	6,306	5,826	4,918
全国	4,361,168	4,120,279	3,883,943	3,608,428	3,353,619	3,062,037

出典：農林業センサス

3 農作物の出荷先別経営体数の割合

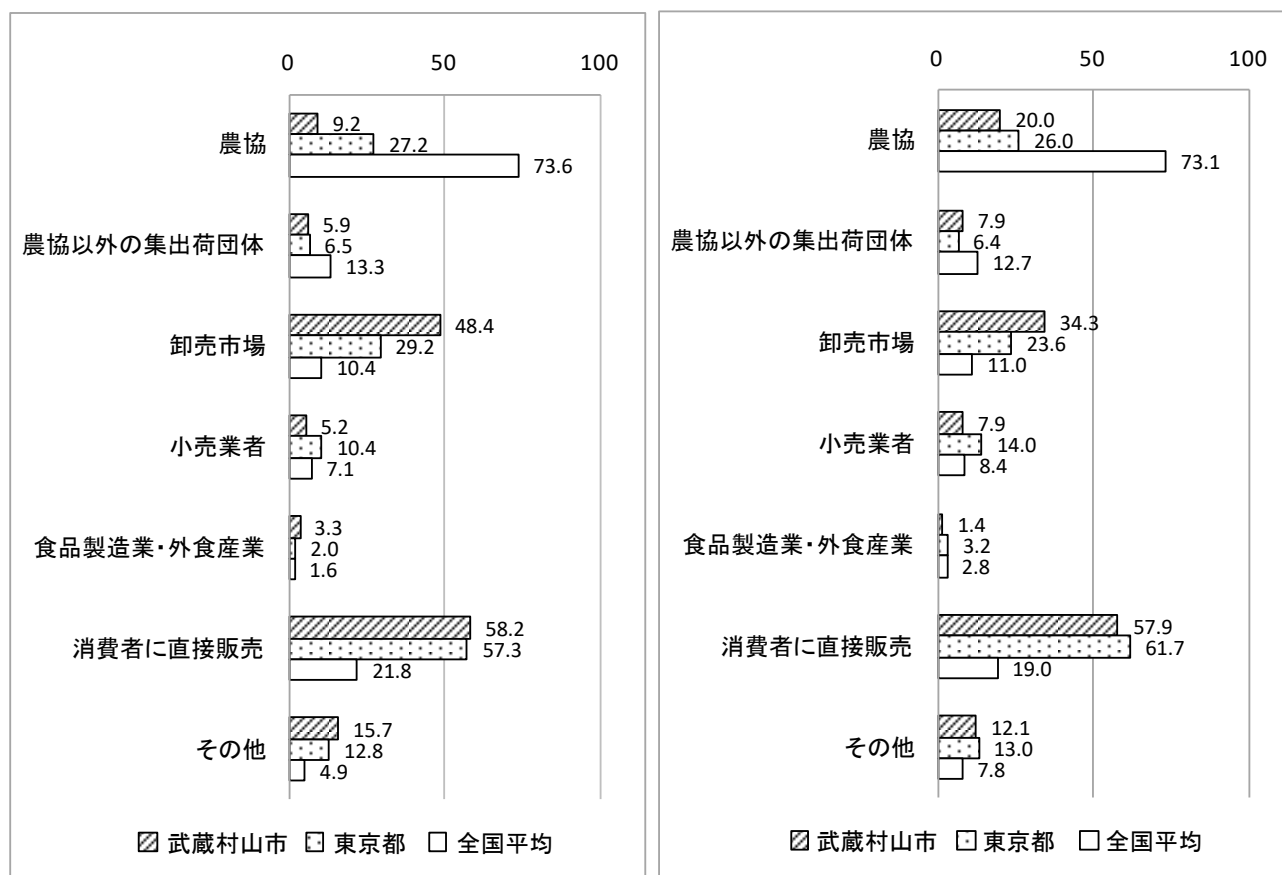
本市の農作物の出荷先は、平成 27 年で「消費者に直接販売」が 57.9%、「卸売市場」が 34.3%で多くなっています。東京都では、「消費者に直接販売」が 61.7%、「農協」が 26.0%、「卸売市場」が 23.6%、となっています。全国的には「農協」が 73.1%となっています。

本市の「卸売市場」への比重は、平成 22 年の 48.4%から平成 27 年には 34.3%と大きく減少し、「農協」が 9.2%から 20.0%へと急増しています。

■農作物の出荷先別経営体数の割合（%）（農業経営体）

平成 22 年

平成 27 年



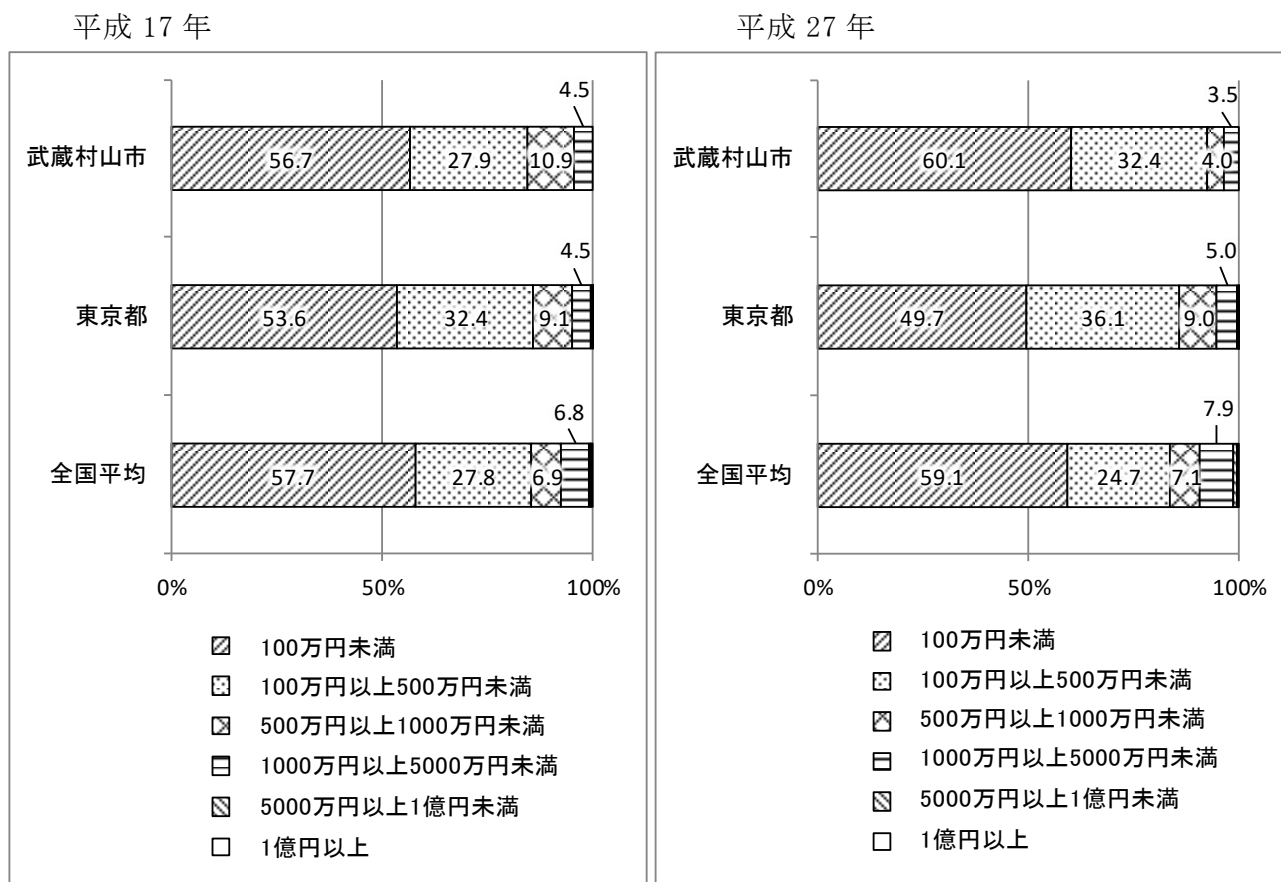
出典：農林業センサス（平成 17 年データがないため、平成 22 年分と比較しています。）

4 農産物販売金額帯別の経営体の割合

本市の農産物の販売金額帯は、平成 27 年で「100 万円未満」が 60.1%、「100 万円以上 500 万円未満」が 32.4%、「500 万円以上 1000 万円未満」が 4.0%となっています。東京都や国に比べて「100 万円未満」の割合が多くなっています。

本市の「100 万円未満」は、平成 17 年の 56.7%から平成 27 年の 60.1%へと増加しています。

■ 農産物販売金額帯別の経営体の割合 (%) (農業経営体)



※グラフの 1.0 未満の値は省略

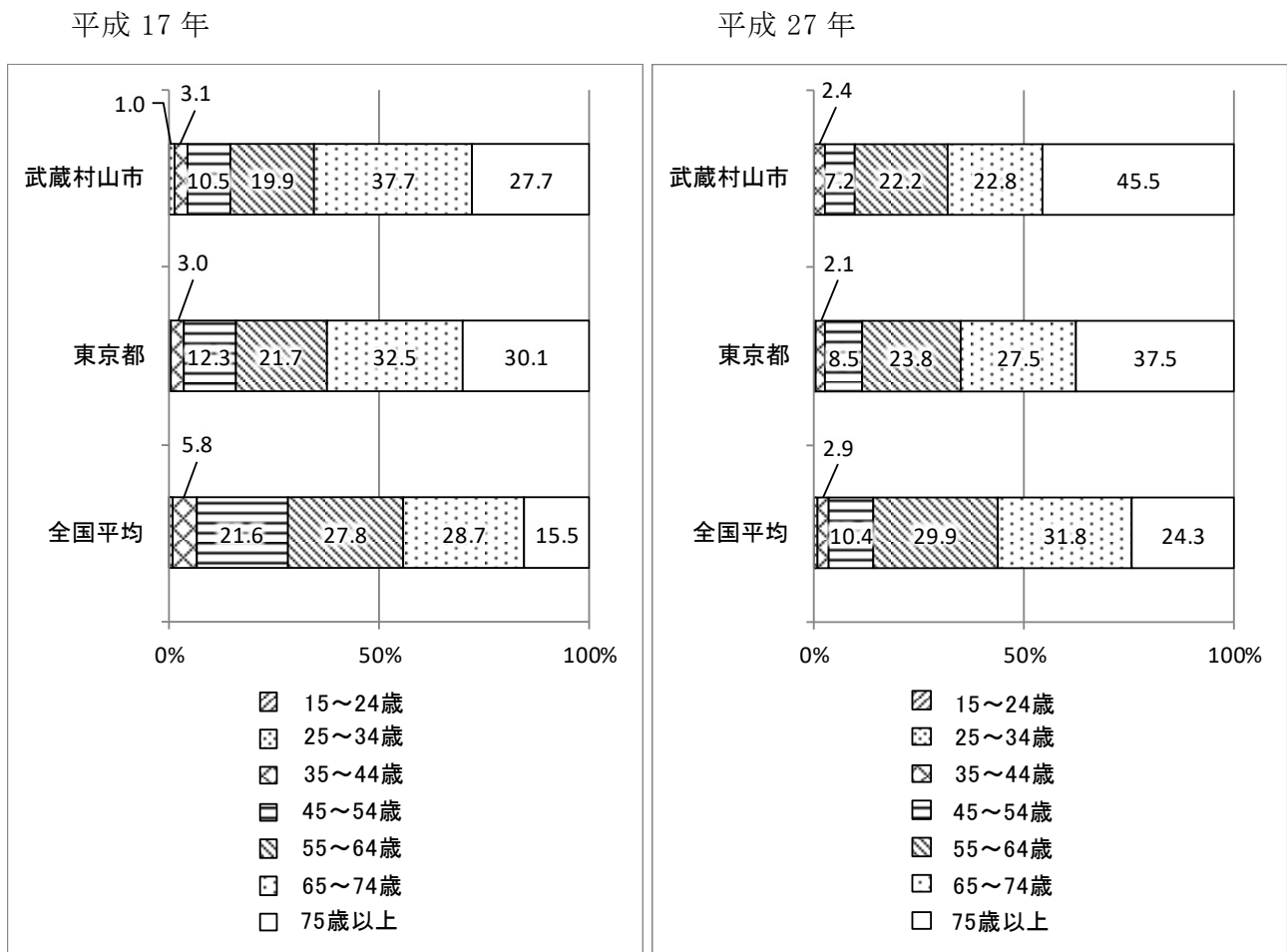
出典：農林業センサス

5 農業経営者の年齢構成

本市の農業経営者の年齢構成は、平成 27 年で「75 歳以上」が 45.5%で最も多く、「65 歳～74 歳」が 22.8%、合わせて 68.3%が 65 歳以上となっています。65 歳以上でみると、東京都が 65.0%、国が 56.1%であり、本市の農業経営者の高齢化が進んでいます。

本市の農業経営者の 65 歳以上の割合は、平成 17 年の 65.4%から平成 27 年の 68.3%へと 2.9%増加しています。「75 歳以上」でみると平成 17 年の 27.7%から平成 27 年には 45.5%であり、17.8%増加しています。

■ 農業経営者の年齢構成 (%) (販売農家)



※グラフの 1.0 未満の値は省略

出典：農林業センサス

6 農産物作付面積上位 10 品目

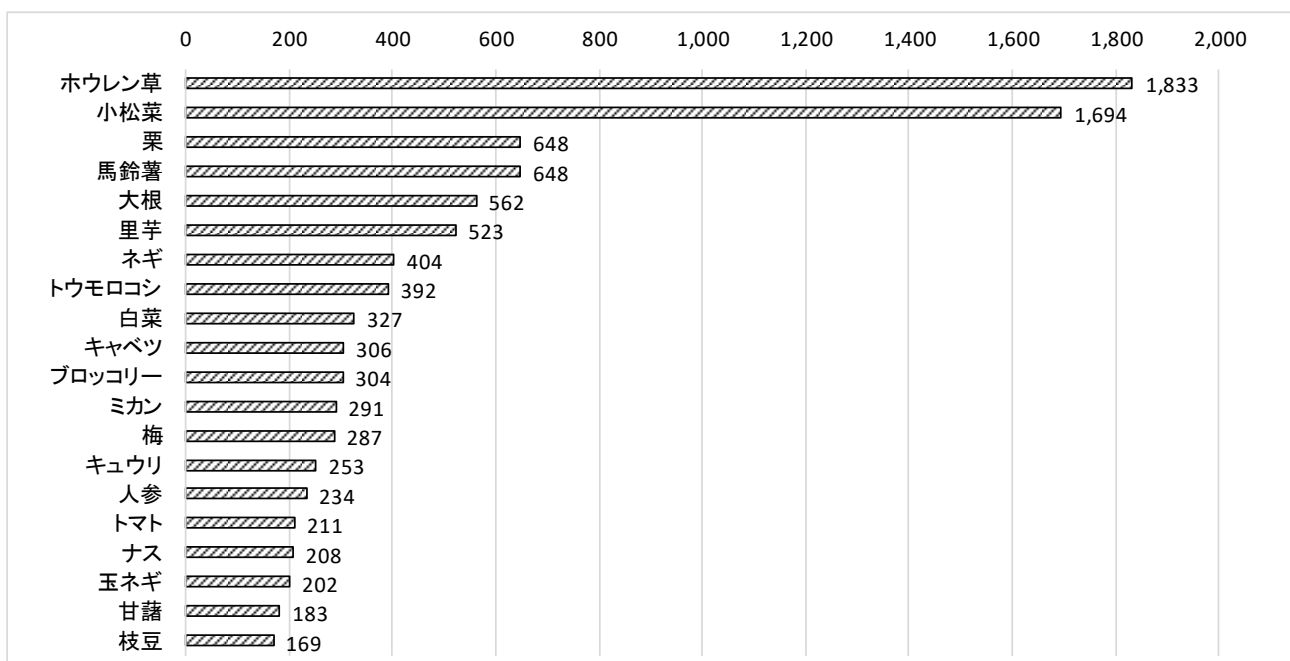
本市の平成 28 年の作付面積の多い品目は、ホウレン草、小松菜、栗、馬鈴薯、大根の順となっています。作付面積は「ホウレン草」が 1,833a、「小松菜」が 1,694a、「栗」と「馬鈴薯」が 648a であり、ホウレン草と小松菜が中心となっています。

■ 農産物作付面積上位 10 品目の推移

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
平成17年	小松菜	ホウレン草	栗	大根	馬鈴薯	里芋	ネギ	ブロッコリー	白菜	キャベツ
平成18年	小松菜	ホウレン草	栗	大根	馬鈴薯	里芋	ネギ	ブロッコリー	キャベツ	白菜
平成19年	ホウレン草	小松菜	栗	馬鈴薯	大根	里芋	ネギ	ブロッコリー	白菜	トウモロコシ
平成20年	小松菜	ホウレン草	栗	馬鈴薯	大根	里芋	ネギ	ブロッコリー	白菜	トウモロコシ
平成21年	小松菜	ホウレン草	栗	馬鈴薯	里芋	大根	ネギ	ブロッコリー	トウモロコシ	白菜
平成22年	小松菜	ホウレン草	栗	馬鈴薯	大根	里芋	ネギ	ブロッコリー	キャベツ	トウモロコシ
平成23年	小松菜	ホウレン草	馬鈴薯	栗	里芋	大根	ネギ	トウモロコシ	ブロッコリー	キャベツ
平成24年	ホウレン草	小松菜	栗	馬鈴薯	大根	里芋	ネギ	ブロッコリー	トウモロコシ	キャベツ
平成25年	小松菜	ホウレン草	栗	馬鈴薯	大根	里芋	ネギ	ブロッコリー	トウモロコシ	キャベツ
平成26年	小松菜	ホウレン草	栗	馬鈴薯	大根	里芋	ネギ	白菜	ブロッコリー	トウモロコシ
平成27年	ホウレン草	小松菜	大根	馬鈴薯	栗	里芋	ブロッコリー	ネギ	トウモロコシ	キャベツ
平成28年	ホウレン草	小松菜	栗	馬鈴薯	大根	里芋	ネギ	トウモロコシ	白菜	キャベツ

資料：武蔵村山市作付調査（各年 1 月～12 月までの作付状況）

■ 農産物作付面積（a）



資料：武蔵村山市作付調査（平成 28 年 1 月～12 月までの作付面積）

第3節 農業振興にかかるアンケート調査結果の概要

1 市民が求める農業（市民対象のアンケート調査結果の概要）

■調査概要

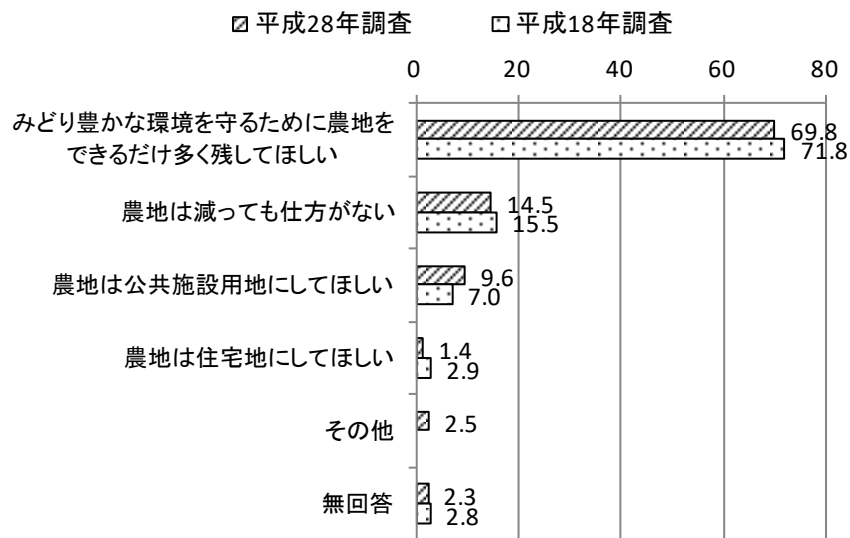
調査対象	市内に在住する18歳以上の男女
抽出方法	住民基本台帳から無作為に抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成28年10月14日～12月4日
回収状況	配布2,000人、有効回収数649人、有効回収率32.5%

■結果概要

【農地の保全が求められています】（問6）

市内の農地について、市民は「みどり豊かな環境を守るために農地をできるだけ多く残してほしい」（69.8%）と考えており、保全に向けた取組が求められています。

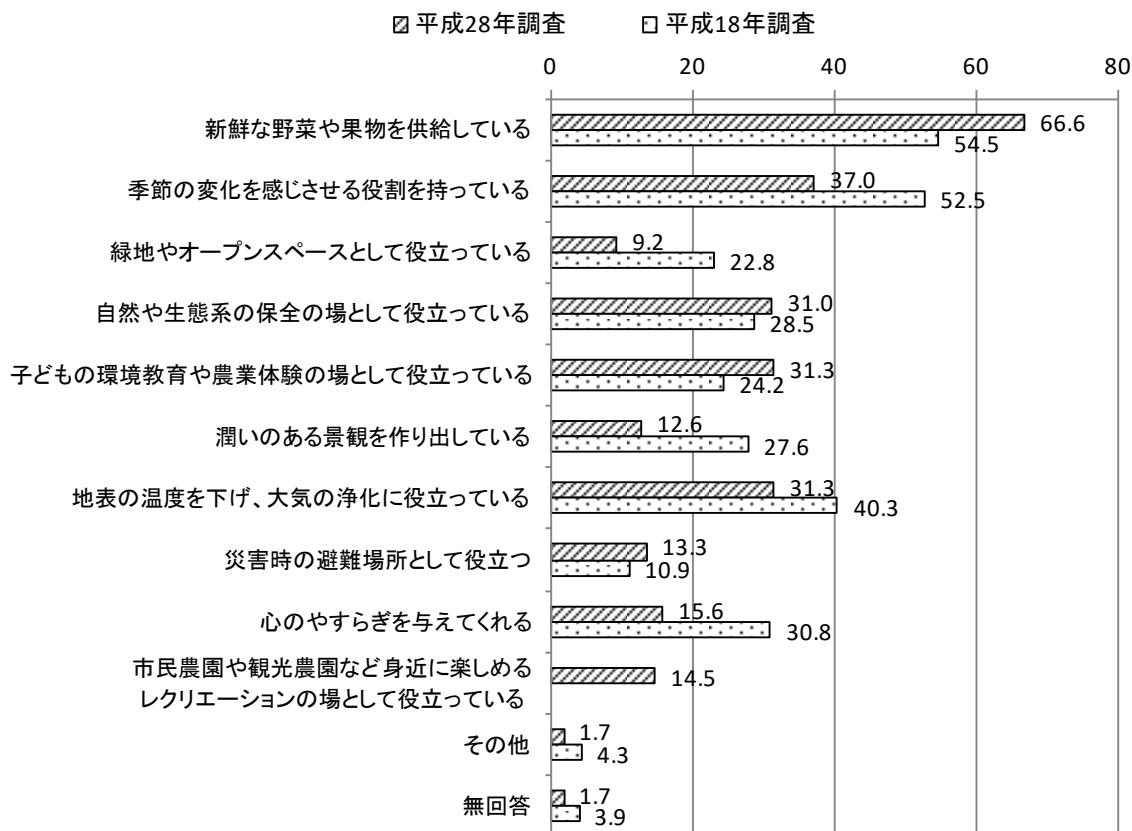
■市内の農地について（%）



【農業や農地は、新鮮な野菜や果物を供給しています】（問7）

市内の農業や農地の役割について、市民は「新鮮な野菜や果物を供給している」（66.6%）と考えており、市内産農産物が新鮮な状態で市民の食卓にあがるような流通・販売等の取組が求められています。

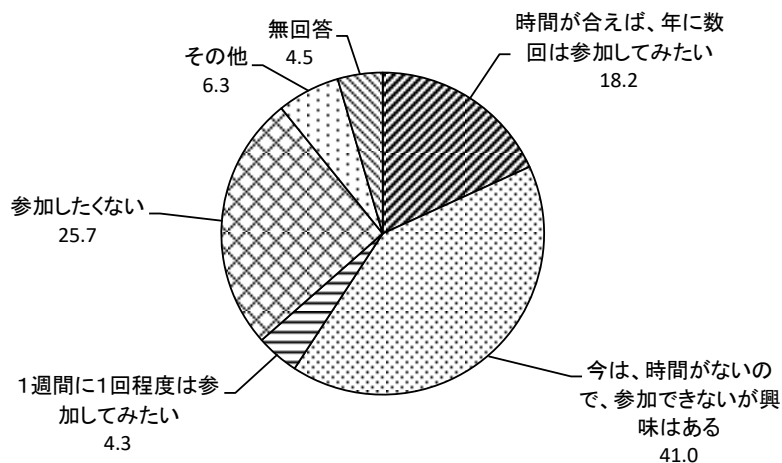
■ 農業や農地の役割（%）



【農業を市民が支える仕組みづくりが求められています】（問11）

援農ボランティアについて「今は、時間がないので、参加できないが興味はある」（41.0%）人が多く、需要と供給をうまくマッチングする仕組みづくりにより、より多くの市民が農業と関わる環境づくりを進めていくことが求められています。

■ 援農ボランティアについて（%）

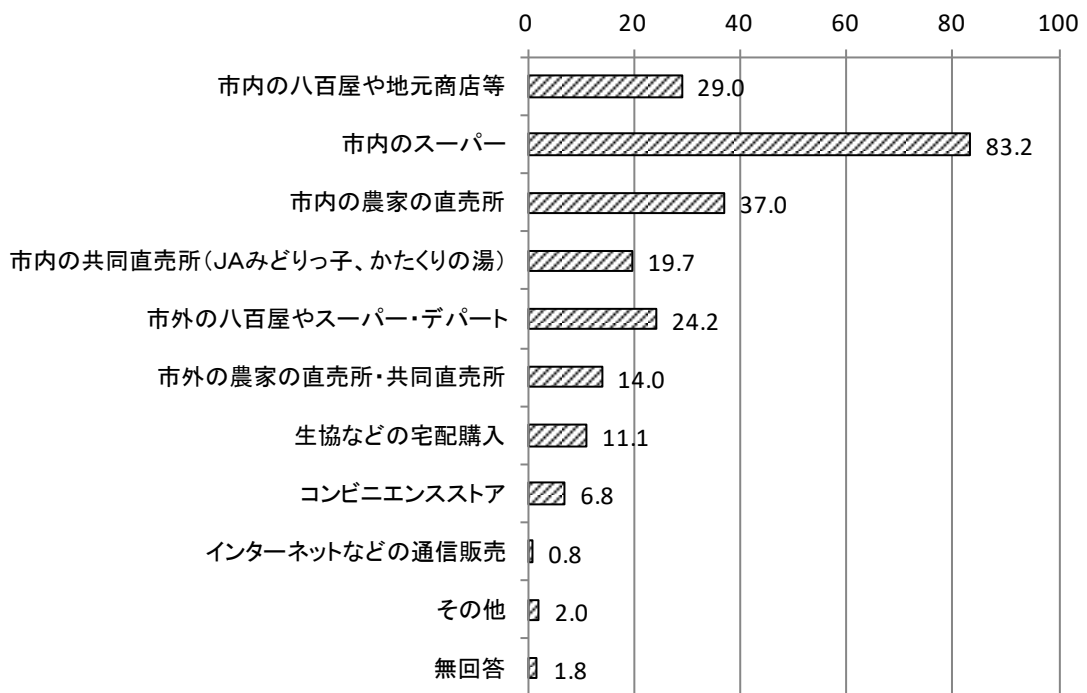


【市内産の農産物の消費拡大が可能です】（問 15、16、17、18）

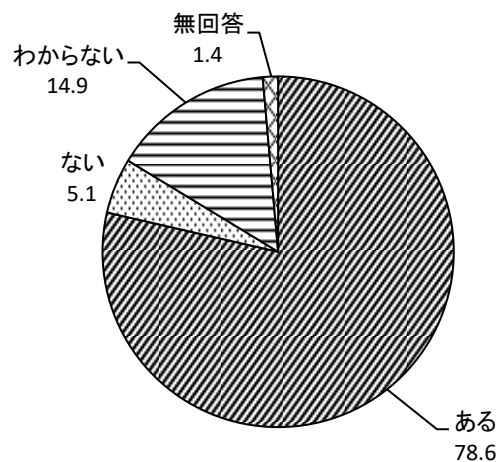
野菜の購入場所は「市内のスーパー」（83.2%）が多く、また、市内産の農産物を購入したことが「ある」（78.6%）人も多くなっています。市内産の農産物を購入する理由は「新鮮である」（76.7%）となっています。

市内産の農産物を購入したことがない理由は、「どこで売っているかわからない」（54.3%）、「直売所が近所がない」（25.5%）が多くなっており、購入しやすくするためには、「市内のスーパーなどの量販店に市内産のコーナーを設置する」（61.5%）ことが必要だと考えています。

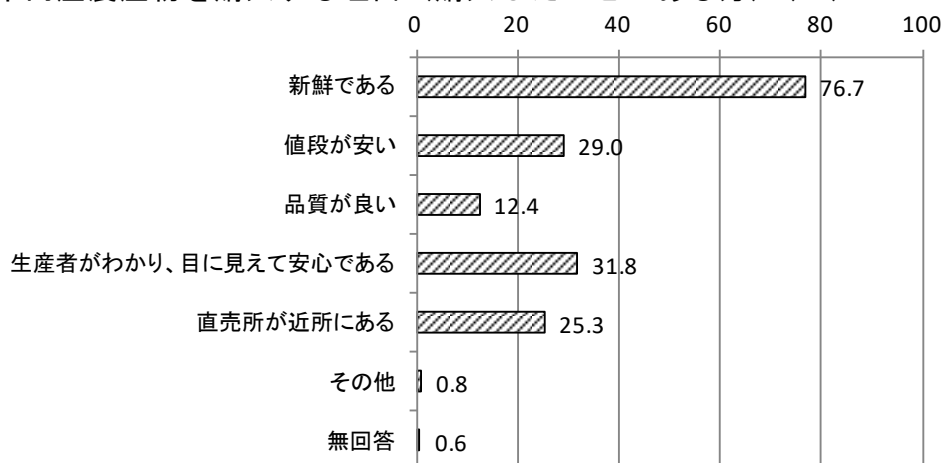
■ 野菜の購入場所（%）



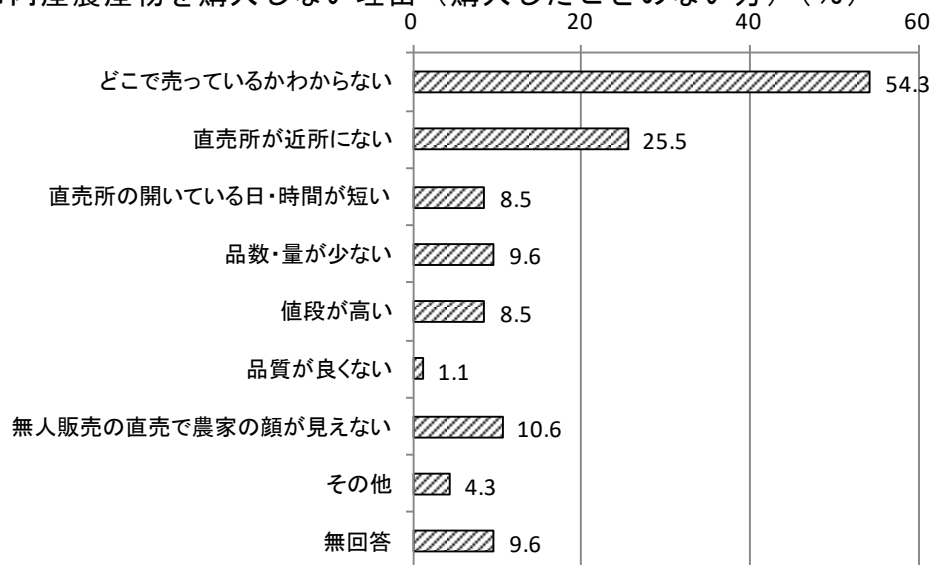
■ 市内産農産物を購入したことの有無（%）



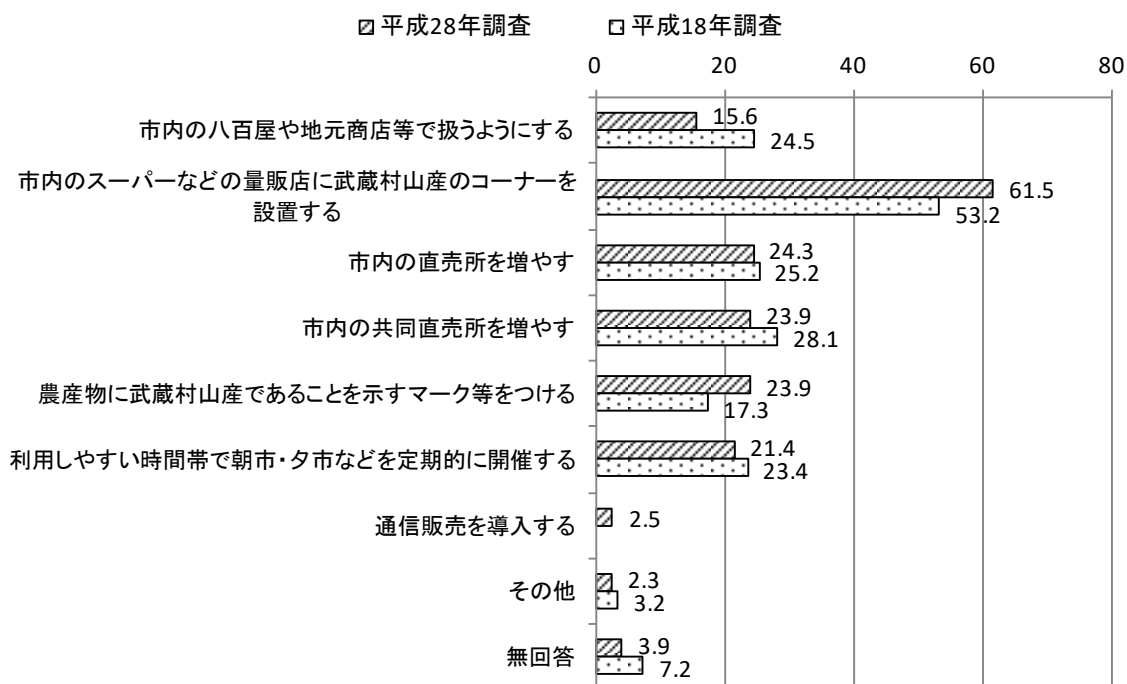
■市内産農産物を購入する理由（購入したことがある方）（％）



■市内産農産物を購入しない理由（購入したことのない方）（％）



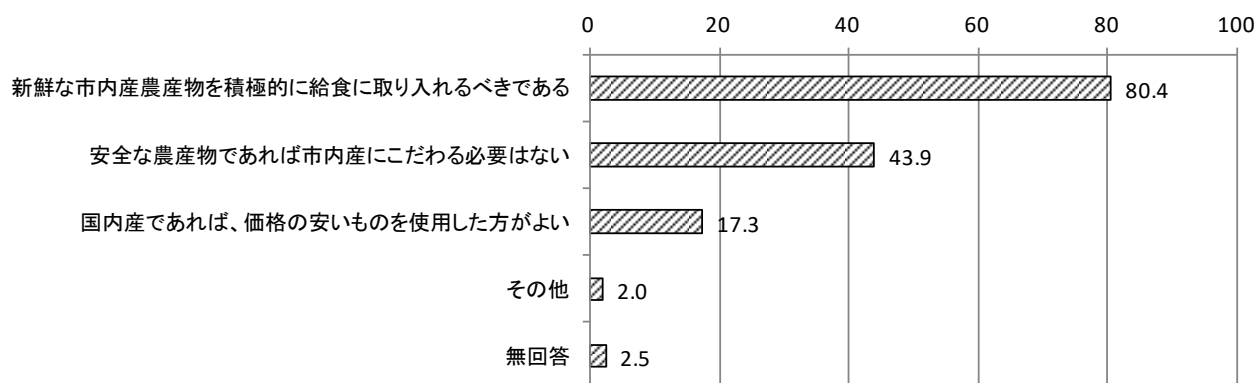
■市内産農産物を購入しやすくする方法（％）



【より多くの市内産農産物を学校給食に取り入れることが求められています】（問 21）

「新鮮な市内産農産物を積極的に給食に取り入れるべきである」（80.4%）とする人が多く、学校給食への導入拡大に向けた検討が求められています。

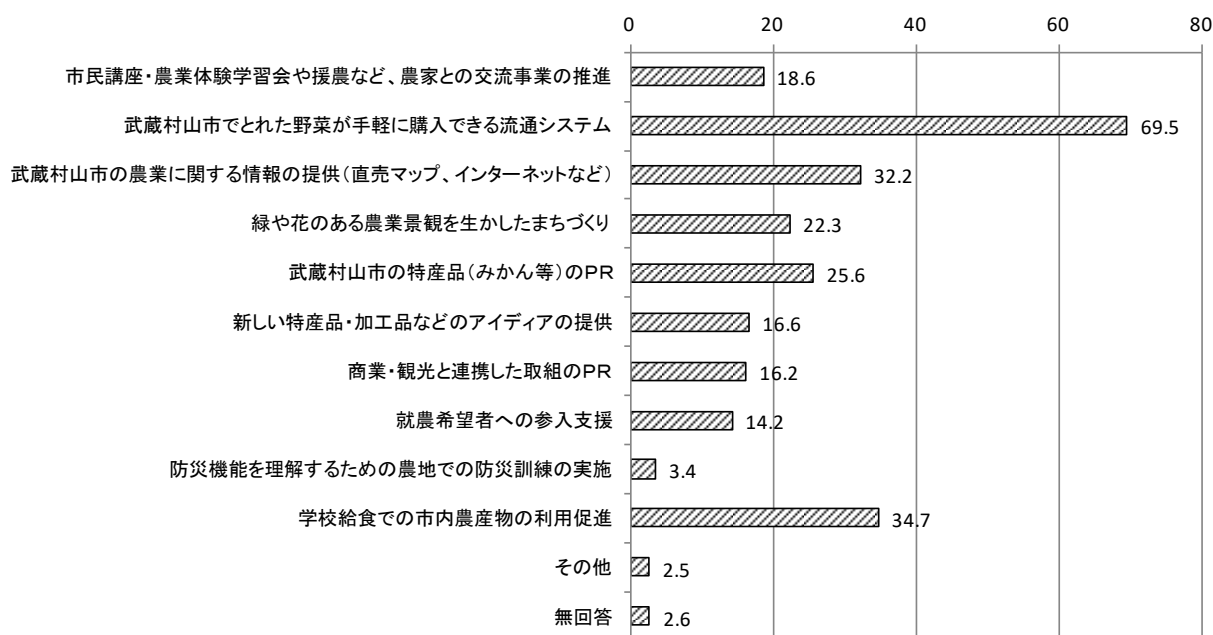
■市内産農産物を学校給食に提供すること（%）



【都市農業への理解や関心を深めるためには市内産農産物の流通システムの構築が課題です】（問 22）

都市農業への理解や関心を深めるには、「武蔵村山市でとれた野菜が手軽に購入できる流通システム」（69.5%）が重要であり、「学校給食での市内農産物の利用促進」（34.7%）など市としても積極的に取り組んでいくことが求められています。

■都市農業への理解や関心を深めるための重要事項（%）



2 農業者が求める農業（農業者対象のアンケート調査結果の概要）

■調査概要

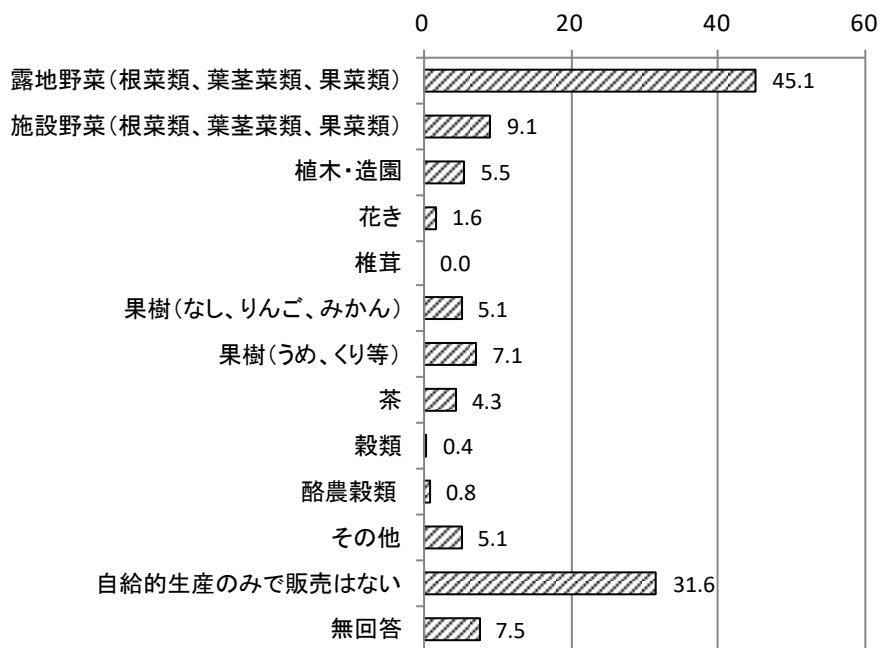
調査対象	市内の農地を所有する農家等
抽出方法	市内に 10a 以上の農地を所有する方全員
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 28 年 10 月 14 日～12 月 4 日
対象者数	配布 492 人、有効回収数 253 人、有効回収率 51.4%

■結果概要

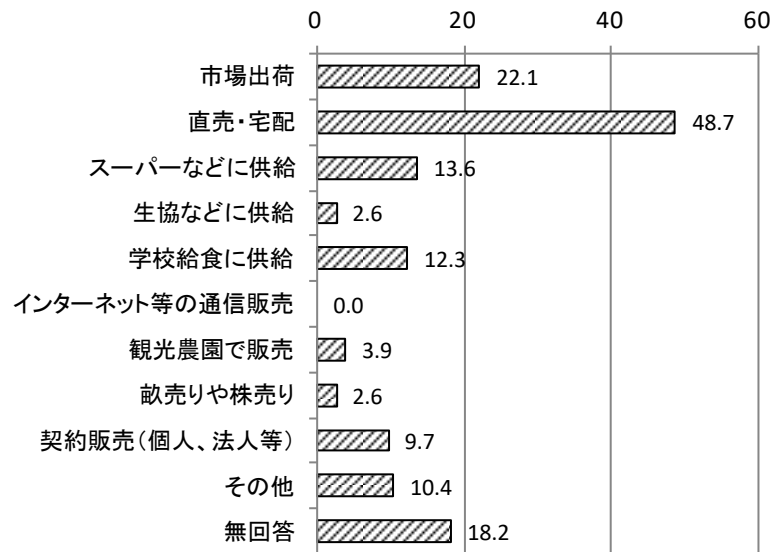
【露地野菜を中心とした生産活動が行われています】（問 2、3）

販売額の多いものは、「露地野菜」（45.1%）となっています。一方、「自給的生産のみで販売はない」（31.6%）農家も多く、露地野菜を中心とした農業振興と、全ての農業者を含めた農地保全対策、その両面を見据えた取組が求められています。販売方法は「直売・宅配」（48.7%）が比較的多く、安定した販売ができるよう、流通システムの充実が求められています。

■販売額の多い農畜産物（%）



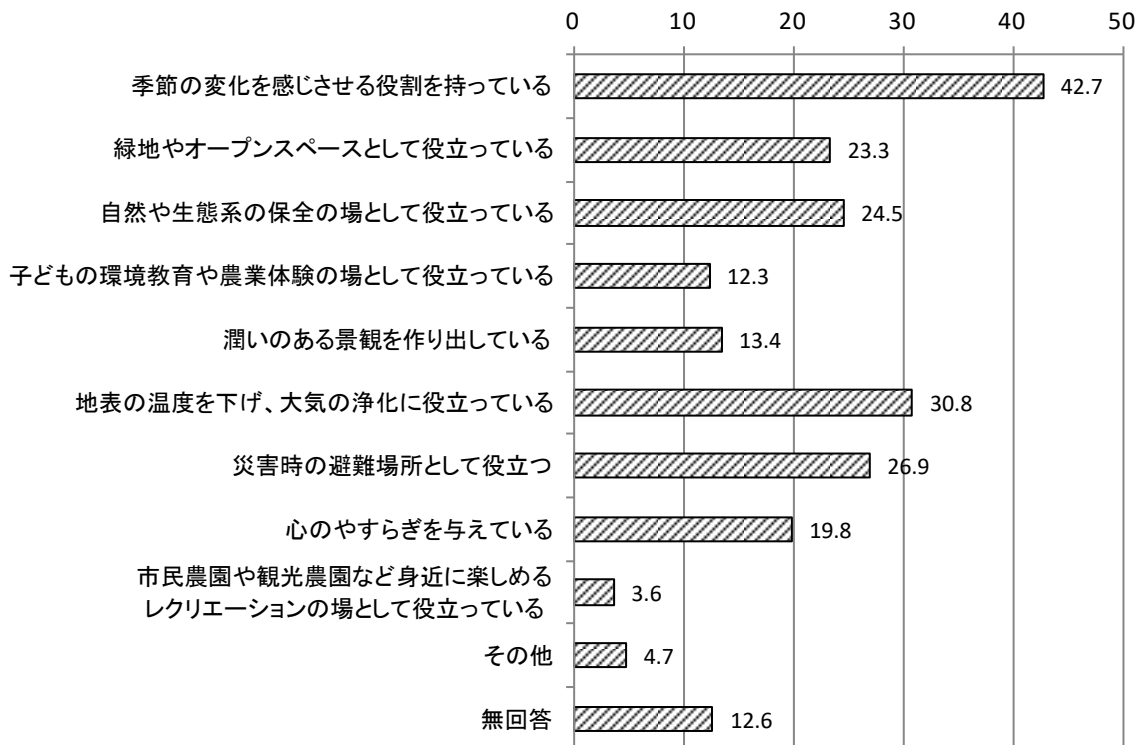
■現在の販売方法（％）



【農地には多面的な機能があると認識されています】（問5）

農産物を生産する以外にも、「季節の変化を感じさせる役割」（42.7%）、「地表の温度を下げ、大気の浄化に役立っている」（30.8%）、「災害時の避難場所として役立つ」（26.9%）、「自然や生態系の保全の場として役立っている」（24.5%）など、農地には多面的な機能があると認識されています。

■農地の農産物生産以外の役割（％）

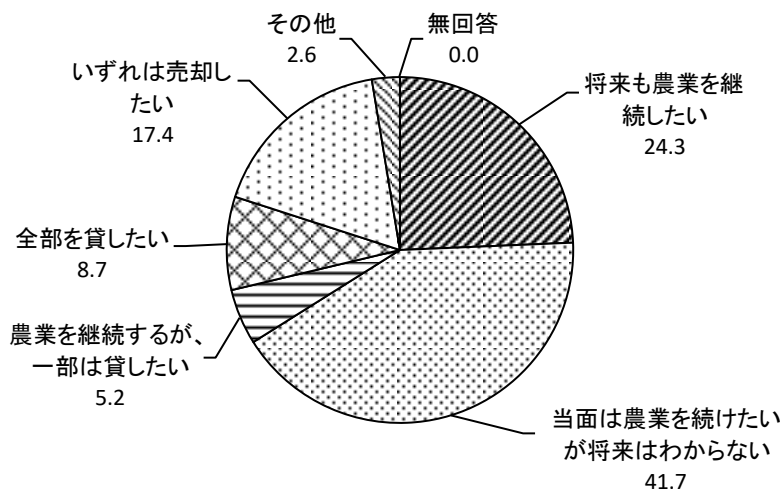


【多摩開墾地区内の農地保全・利用の仕組みづくりが求められます】

(問 9、9-1、9-2)

多摩開墾地区内に農地を所有している農業者のうち、売却や貸付を希望する割合が約3割となっており、売却や貸付の際に、農地が適切に保全・利用される仕組みを検討する必要があります。

■多摩開墾の農業経営 (%)

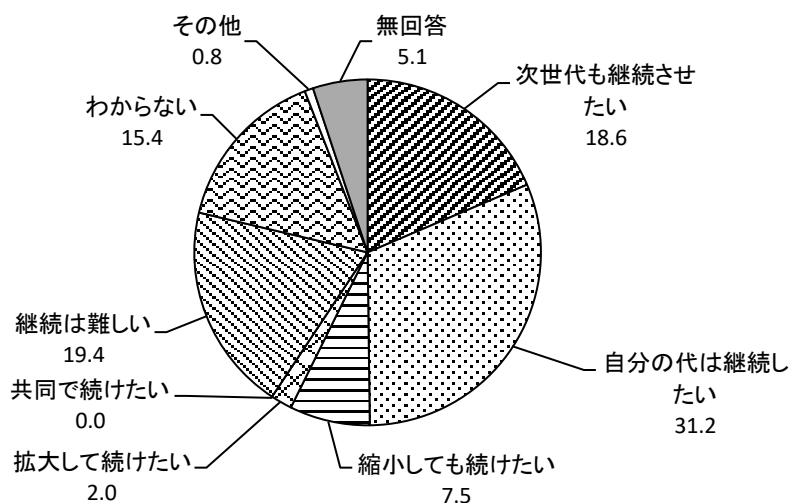


【農業を続けたい人、続けるのが難しい人、それぞれの支援が求められます】(問 16)

今後の農業経営について、続けたいとする割合が約6割、続けるのが難しいなどとする割合が約2割となっています。

続けるのが難しいなどとする農家には、営農を続けられるような支援を検討するとともに、貸したり売却したりせざるを得ない場合はそれをスムーズに進めていく方策を検討する必要があります。

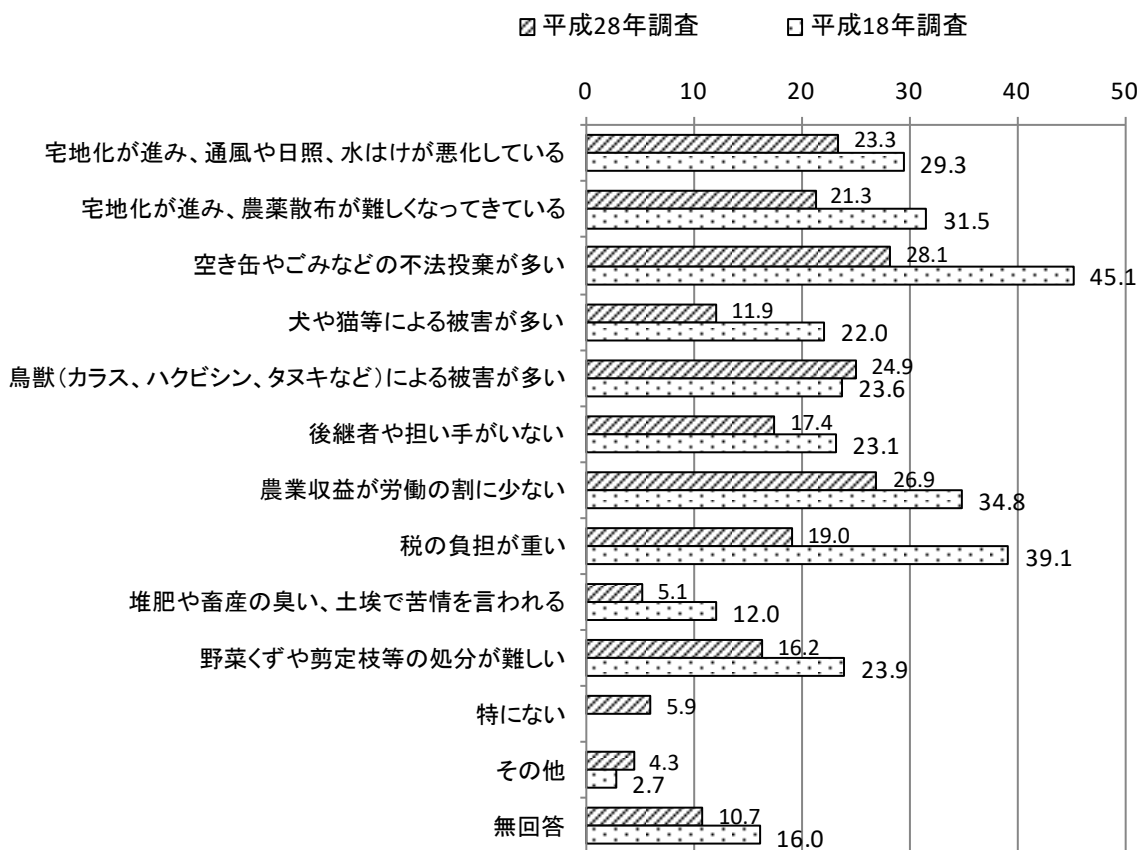
■今後の農業経営 (%)



【農業を続けていくうえで困っていることは多岐にわたります】（問 17）

農業を続けていく上で困っていることは、「空き缶やごみなどの不法投棄が多い」（28.1%）、「農業収益が労働の割に少ない」（26.9%）、「鳥獣による被害が多い」（24.9%）などとなっています。

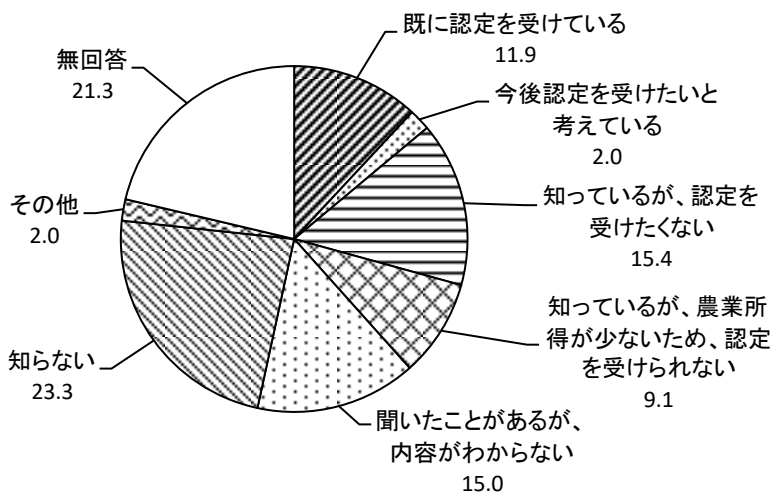
■ 農業を続けていく上で困っていること（%）



【認定農業者制度の周知と認定の拡大が求められます】（問 19）

認定農業者*制度を「知らない」（23.3%）、「聞いたことがあるが、内容がわからない」（15.0%）、「無回答」（21.3%）を合わせると約 6 割の農家は内容を理解していないと考えられます。そのため、制度の周知と認定の拡大を図っていくことが求められます。

■ 認定農業者制度（%）



「いきいきファーマー」とは、
認定農業者の愛称

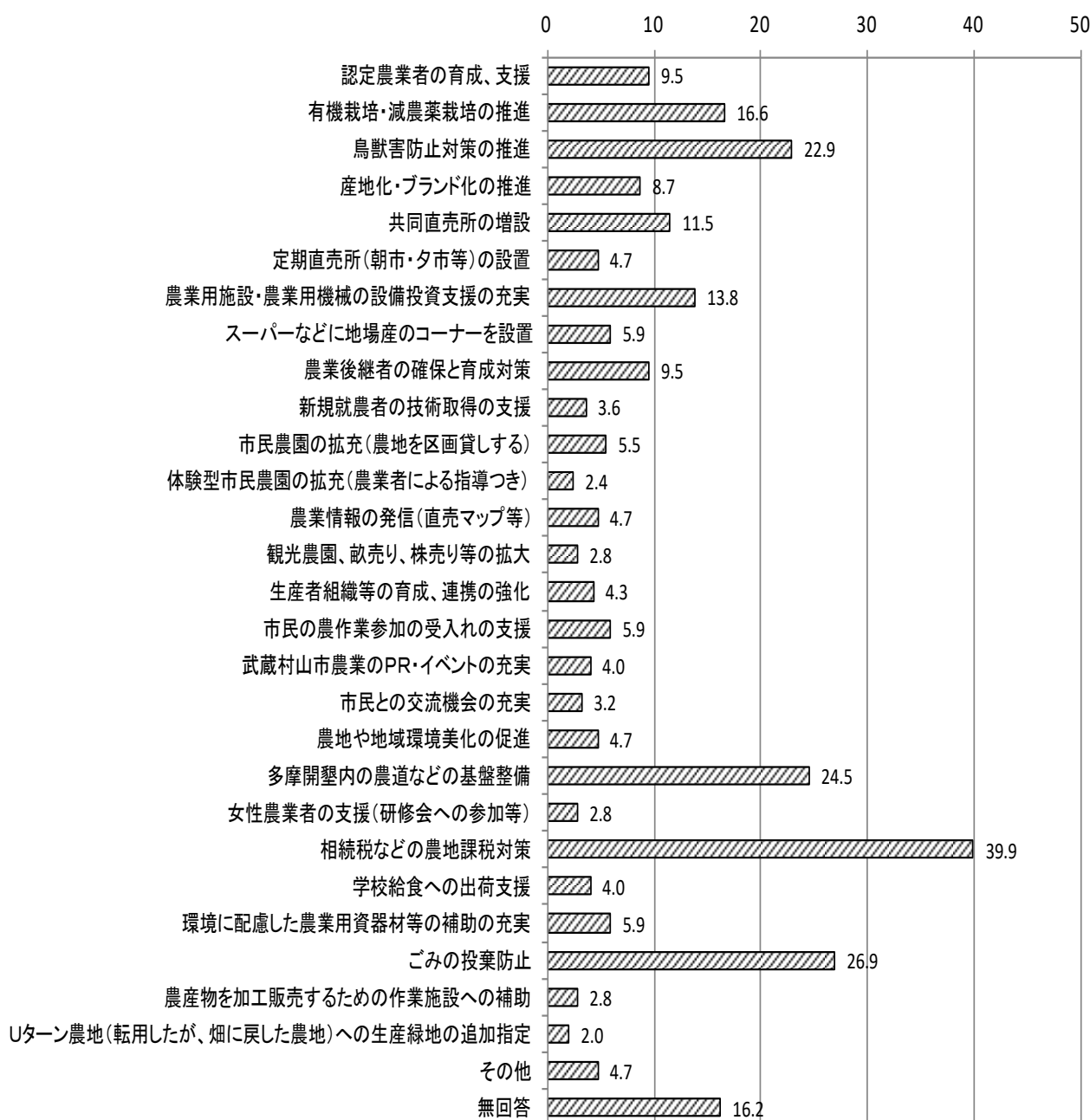
認定農業者がホームページやシール、名刺、チラシ等に利用できるロゴマークです。

【メリハリのある農業振興策の推進が課題です】（問 27）

農業振興策としては、「相続税などの農地課税対策」（39.9%）や「ごみの投棄防止」（26.9%）、「鳥獣害防止対策の推進」（22.9%）など、営農していく上での環境面等の対策が多くなっています。

その他には、「多摩開墾内の農道などの基盤整備」（24.5%）、「有機栽培・減農薬栽培の推進」（16.6%）、「農業用施設・農業用機械の設備投資支援の充実」（13.8%）、「共同直売所の増設」（11.5%）が比較的多くっており、「認定農業者の育成、支援」や「農業後継者の確保と育成対策」（ともに 9.5%）も続いています。

■ 今後の農業施策（%）



第4節 武蔵村山市第二次農業振興計画の取組状況

1 武蔵村山市第二次農業振興計画の取組内容（平成28年度末まで）

施 策		主な取組状況
1 生産の基本となる農地の保全	農地を保全する	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者及び新規就農者に対し、耕作されていない畑の貸借を行うとともに、市内に10a以上農地を所有している農業者への作付調査を毎年行い、農地の利用状況の把握を行いました。 毎年8月に4日間、相続税猶予農地及び生産緑地※を主とした農地パトロールを実施するとともに、農業委員会※報や座談会等において、生産緑地の追加指定についてPRを行いました。
	農地を生かす	<ul style="list-style-type: none"> 農地パトロールにより肥培管理※が必要な所有者に対して農業委員から指導を行うとともに、農業者への農地制度のパンフレットの配布や座談会開催時に市街化調整区域内農地の貸借促進のための説明を行いました。 多摩開墾地区内において道路整備工事を行うとともに、東京都の補助事業（都市農地保全支援プロジェクト事業、都の補助率3/4）を利用し、生産環境の整備を支援しました。
2 魅力ある農業経営の推進	活力ある農業経営体※の育成を図る	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者制度について市報などにより周知を図るとともに、農業経営改善計画の策定の際に認定農業者支援チームによる個別の支援を行いました。 平成21年度に農業経営改善支援センター※の設置、平成28年度に認定農業者の組織づくりについての提案を行いました。 平成23年度から、農業経営改善計画を実現するための機械等の購入費の補助制度を開始しました。
	環境にやさしい農業を目指す	<ul style="list-style-type: none"> 軟弱野菜栽培奨励事業補助金により有機肥料の活用や減農薬農業を支援するとともに、畑地土壌病害虫防除対策事業補助金により病害虫の駆除を実施しました。 8人の農業者がエコファーマー※の認定を受けましたが、平成26年3月に事業は終了しました。現在は、「東京都エコ農産物認証制度」に移行し、平成28年度末で16の方が認証を受けています。
	農業の担い手を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 農業後継者団体（武蔵村山市農友会）に農業技術の向上のため農業後継者育成対策事業を行うとともに、東京都農業会議で実施している後継者顕彰の候補者推薦を行いました。 農業制度の改正などについて、農業委員会報や農協回覧を

施 策		主な取組状況
		<p>通じて、チラシを配布し、周知を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度までに 2 人の新規就農者があり、うち 1 人については、認定農業者になりました。また、東京都の研修制度（フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー）の普及を図りました。 女性農業者として役割を果たせるように認定農業者制度における家族経営協定※の締結を推進するとともに、女性の参加しやすいポップ（直売所の値札等イラスト付デザイン）講習会を実施しました。 援農ボランティアの育成のため、平成 23 年度からボランティアの募集及び農家への派遣を実施するとともに、希望者を援農ボランティアとして登録し、希望する農業者に派遣しました。
	販売、流通の改善を図る	<ul style="list-style-type: none"> 市内の観光農園を含む直売所を掲載したマップを作成し、市内公共施設や農業まつり等イベント時に配布を行いました。また、ホームページに、直売マップ、観光農園、共同直売所の情報を掲載しました。 東京都の補助事業（都市農地保全支援プロジェクト事業、都の補助率 3/4）を利用し、直売所設置の促進を図りました。これにより、平成 27 年度に 2 基、平成 28 年度に 1 基の簡易直売所が設置されました。 平成 21 年に J A 東京みどり※により、みどりっ子村山店（武蔵村山地区共同直売所）が開設されました。また、平成 28 年 9 月から毎月 2 日間市内商業施設内で、市内農業者による農産物の直売を実施しました。 平成 28 年度に、認定農業者が生産したことが分かる結束テープ及びシールの配布を実施しました。また、地域ブランド認証制度により、市内産農産物を利用した商品の普及を図りました。 学校給食の食材等の提供を図ることを目的として平成 6 年 4 月 1 日に設立された「武蔵村山市農友会新鮮組」との連絡・調整を緊密にし、地元産野菜・果物を学校給食に積極的に利用しました。
3 農とふれあいのあるまちづくりの推進	農とふれあう場を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 小学校各学年共に、生活科、理科、総合的な学習の時間の中で、農作物の栽培方法等を学習し、自分たちで育てた収穫物を調理したり、自宅に持ち帰り食したりして、自分が育てた喜びを味わえる取組を推進しました。

施 策		主な取組状況
		<p>また、学習栽培園を利用している小学校は全 9 校のうち 3 校となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 5 年生全児童を対象に、自然体験・勤労体験学習及び児童の健全育成の一環として、野山北公園学習園において水稻栽培学習を実施しました。 ・ 平成 28 年度に農業者の協力を得て、親子収穫体験を実施し、その後試食をしながら、栄養講話を聞くイベントを実施しました。
	農家との交流を深める	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや市報に、農業まつりや農産物品評会の開催や表彰者の情報を掲載し、農業に関する情報の発信を行いました。 ・ 農業情報の普及のため、直売マップやみかん狩りのチラシを市政情報コーナーに設置しました。 ・ 農業まつりにおいてみかんアート等の講演、農産物の直売及び宝船野菜の無料配布などを実施し、市民との交流を図るとともに、ひまわりガーデン武蔵村山やエントツフェスティバル（小平・村山・大和衛生組合）の会場で、農産物の販売を実施しました。
	農のあるまちづくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域内農地については、農業と調和したみどりのあるまちづくりを進めるとともに、生産緑地としてその保全を図りました。 <p>また、所有者等から申請のあった農地については、都市環境や防災などの観点から、生産緑地地区への追加指定を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の一時避難場所として活用するため、生産緑地指定農地を災害協力農地に指定する検討を行いました。 ・ 市民、事業者と共にみどりのまちづくりを推進するグリーンヘルパー制度を、平成 25 年 7 月に創設しました。 <p>また、農業者等からの依頼により植栽の維持管理等についてグリーンヘルパーが実演やアドバイスをを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度から、武蔵村山市農業経営者クラブが農のある風景の写真コンテストを実施し、写真を農業まつりのテント内で展示し、市内の農業景観の P R を行いました。

2 本市の農業関係施策の具体的内容

(1) 認定農業者への支援

ア 野菜結束テープ等の配布

平成 28 年度に 600 巻作製し、認定農業者 26 人に配布

イ 武蔵村山市認定農業者改善計画事業補助金（平成 28 年度 10 人実施）

平成 23 年度から開始し、農業用資材又は農業用機械の購入及び農業経営に使用する機器等の購入に要する経費の一部を補助

(2) 農業生産環境整備等支援

ア 都市農業経営パワーアップ事業（平成 22 年度から 26 年度まで）

目的：農業施設整備等への支援を行い、都市農業の活性化を図る。

(ア) 平成 22 年度（4 人実施）

- ・フェンスの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 基
- ・土留の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 基

(イ) 平成 26 年度 1 団体（4 人実施）

- ・パイプハウスの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 棟

イ 都市農業活性化支援事業（平成 28 年度から 32 年度まで）

目的：農業施設整備等への支援を行い、都市農業の活性化を図る。

(ア) 平成 28 年度 1 団体（3 人実施）

- ・パイプハウスの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 棟

ウ 都市農地保全支援プロジェクト

目的：農地の多面的機能^{*}をより発揮させるための基盤を整備し、都市農地の保全を図る。

(ア) 平成 27 年度（13 人実施）

- ・フェンスの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 基
- ・土留の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 基
- ・防風及び防薬シャッターの設置・・・・・・・・・・2 基
- ・簡易直売所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 基

(イ) 平成 28 年度（6 人実施）

- ・フェンスの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 基
- ・土留の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 基
- ・防薬シャッターの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 基
- ・簡易直売所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 基

エ 農業後継者育成奨励費補助金

目的：農業技術の向上、農業後継者相互の親睦及び農業後継者の育成に寄与する。

オ 武蔵村山市農業生産組合振興補助金

目的：都市農業に対応できる生産技術の習得等に寄与する。

- カ 軟弱野菜等栽培奨励事業補助金
目的：農業生産の増進に寄与する
平成 28 年度（36 件実施）
- キ 畑地土壌病害虫防除対策事業補助金
目的：農業生産の増進に寄与する
平成 28 年度（21 件実施）

(3) 理解促進・啓発活動

- ア 農業まつりへの支援
- イ 農産物品評会の実施（農業まつりと同時開催）
- ウ よってかっしえ市の開催（市内商業施設での野菜等の直売）
- エ 親子による野菜収穫農業体験の実施
平成 28 年 11 月 19 日実施（10 組参加）

(4) 農業経営支援事業

- ア 援農ボランティア派遣事業
平成 28 年度 13 人のボランティアを 5 件の農家へ派遣
- イ 農業者座談会の開催
東京都農業会議職員を講師として招き、市内 3 地区において継続的に実施
- ウ 農業者簿記講習会の開催
平成 28 年度に 9 回実施
- エ 体験型市民農園*利用促進支援
市内に 2 園を設置（平成 28 年度末現在）

(5) 営農環境整備事業

- ア 多摩開墾内道路整備
農業委員会や農業者からの要望を踏まえた整備の実施

(6) ホームページによる P R

- ア 農業支援
- イ 体験型市民農園
- ウ 援農ボランティア募集
- エ 農業まつり・農産物品評会
- オ 農ある風情フォトコンテスト
- カ 第二次農業振興計画
- キ 生産緑地

第5節 農業振興の主要課題

◆体系別主要課題

施 策		主要課題
1 生産の基本となる農地の保全	農地を保全する	<ul style="list-style-type: none"> 都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画を踏まえた計画の策定と市街化区域内農地の保全に向けた取組が必要です。 生産緑地の最初の指定から30年が経過する平成34年には、多数の買取り申出が生じると予想され、農地の保全の観点から対応を検討する必要があります。
	農地を生かす	<ul style="list-style-type: none"> 多摩開墾内農地においては、農業生産基盤整備などによる農産物の生産の向上と農用地利用集積を推進し、市街化区域農地においては、農地の多面的機能発揮のための施策の推進が必要です。
2 魅力ある農業経営の推進	活力ある農業経営体の育成を図る	<ul style="list-style-type: none"> 農業後継者、新規就農者などの確保と育成を図り、認定農業者として本市農業の担い手を育てていく必要があります。 簿記講習、女性農業者研修、認定農業者間の連携促進など、人材の育成等の取組強化が必要です。
	環境にやさしい農業を目指す	<ul style="list-style-type: none"> 有機・低農薬栽培の普及により、環境負荷の低減が求められています。中心的な担い手として、東京都エコ農産物認証者の育成を図る必要があります。
	農業の担い手を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 農業後継者などへの支援、人材の異業種交流、商工・観光業との連携が必要です。 新規就農者（特に転入者）を具体的に確保するための方策として、「人・農地プラン」を策定する必要があります。 市民ボランティアをはじめとして多様な担い手を確保し、農業者による営農継続と農地の有効活用を図る必要があります。
	販売、流通の改善を図る	<ul style="list-style-type: none"> スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどでの市内産の農産物販売コーナーの設置に向けた連携が必要です。 市内産の農産物を利用した加工品の掘り起こし、新商品の開発などを促進する必要があります。
3 農とふれあいのあるまちづくりの推進	農とふれあう場を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 体験型市民農園の増設を促進するなど、市民が農業とふれあい機会づくりが必要です。 児童の畑作体験、品質の良い野菜の見分け方等農業者との幅広くふれあいの場づくりを進めていく必要があります。

施 策		主要課題
	農家との交流を深める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業等との連携による地場野菜・くだものの加工品の創作、スーパーマーケットでの店頭販売などへの展開が必要です。 ・ インターネット等を活用して直売所や農業まつり等の情報を提供する取組の充実が必要です。
	農のあるまちづくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の農地への意識改革や農の景観保全が必要です。 ・ 農地や農業のもつ多面的機能の周知を図る必要があります。

第2章 本市の都市農業の将来像

第1節 目指すべき本市の都市農業の姿

1 基本理念

本市の都市農業を振興するための基本理念を、次のとおり定めます。

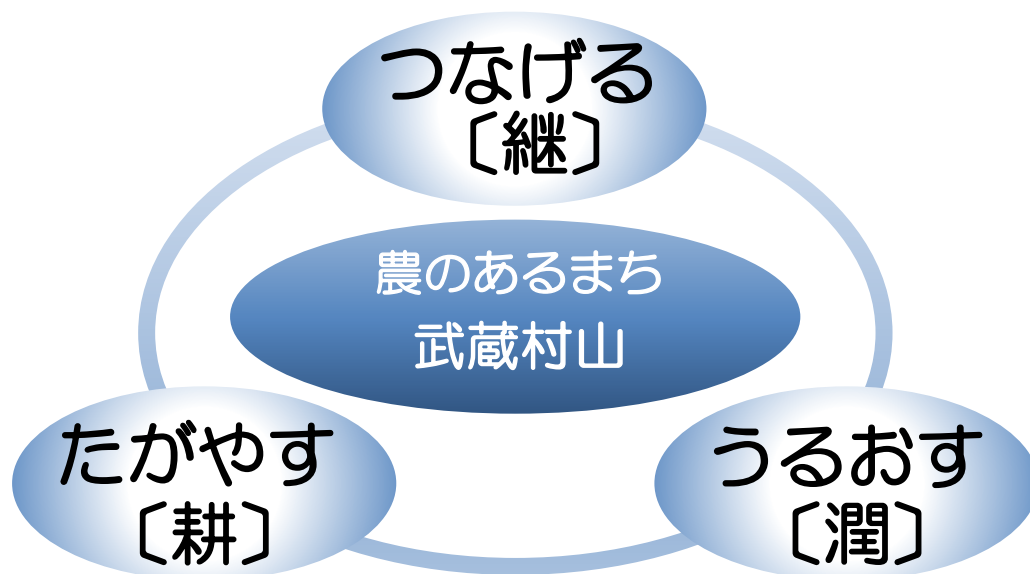
つなげる〔継〕・たがやす〔耕〕・うるおす〔潤〕

～農のあるまち 武蔵村山～

農業を取り巻く社会情勢や都市環境が大きく変化する中であっても、本市の農業技術を次世代へ継承するとともに、魅力ある産業としての農業を発展させ、都市の中にある農地の保全と基盤づくりを推進し、農業を通じた様々な交流を大切にしながら、農業者と市民との協働による潤いのあるまちづくりを推進します。

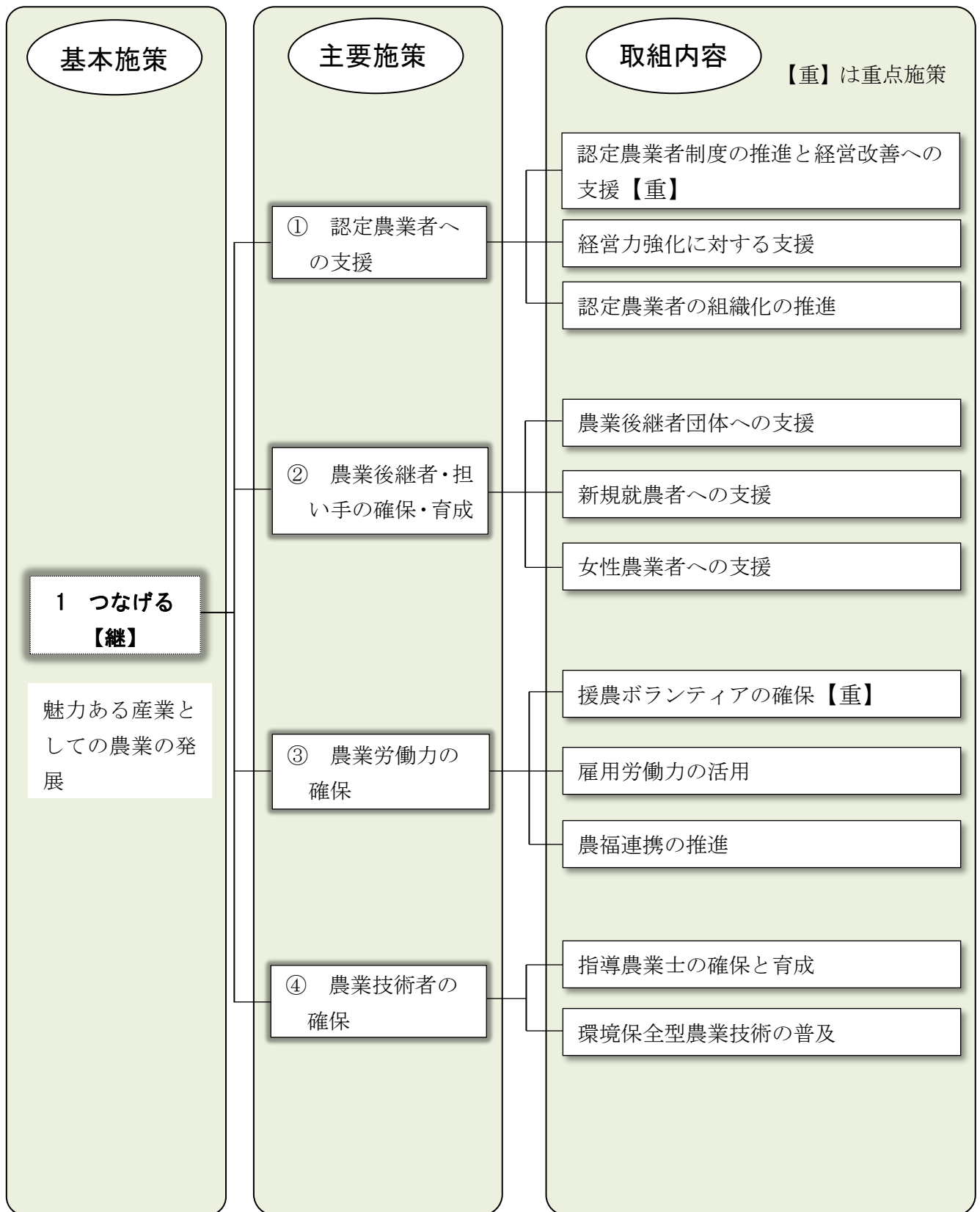
2 基本施策

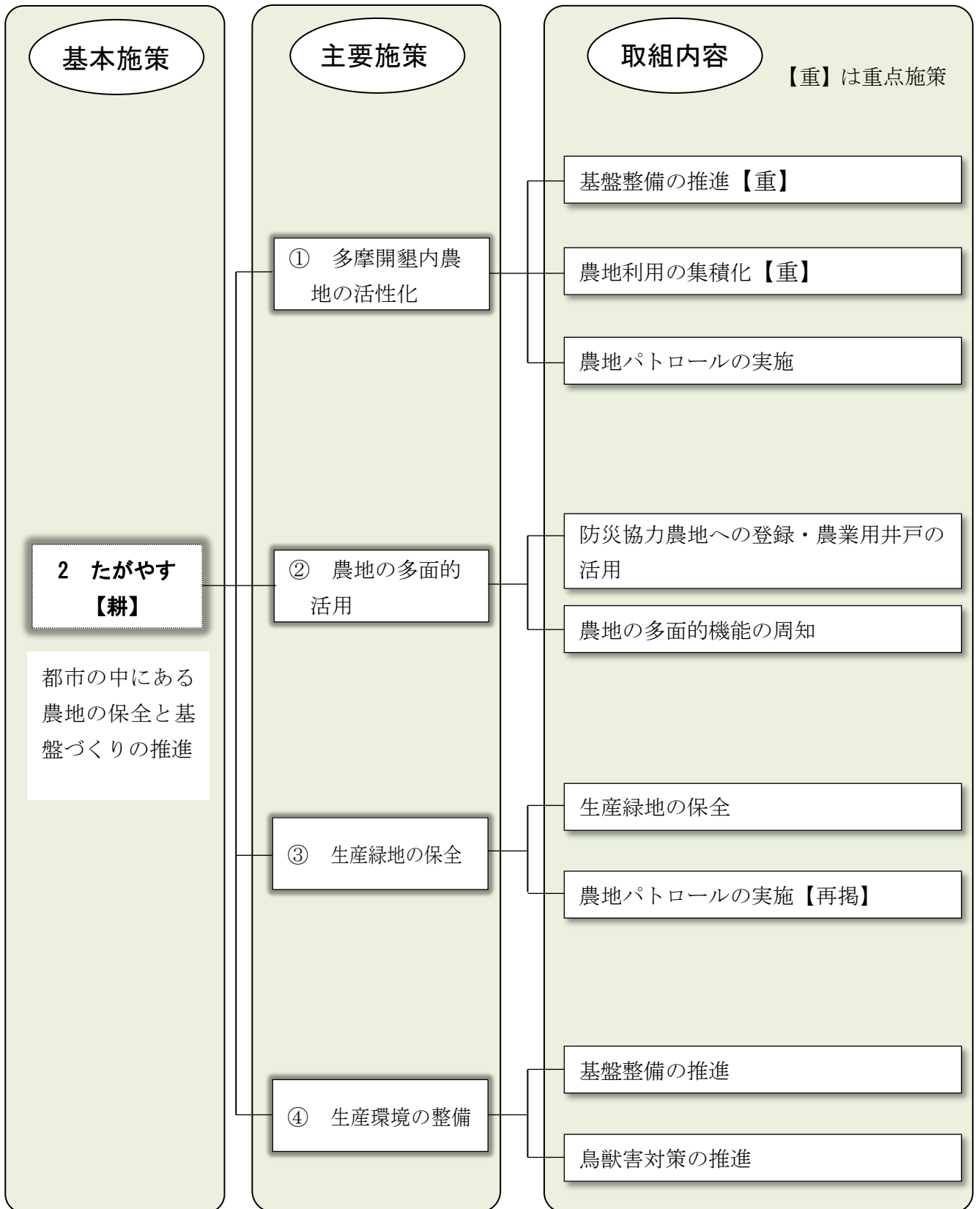
基本理念を実現するための基本施策として“つなげる”“たがやす”“うるおす”を3つの柱として位置付けます。

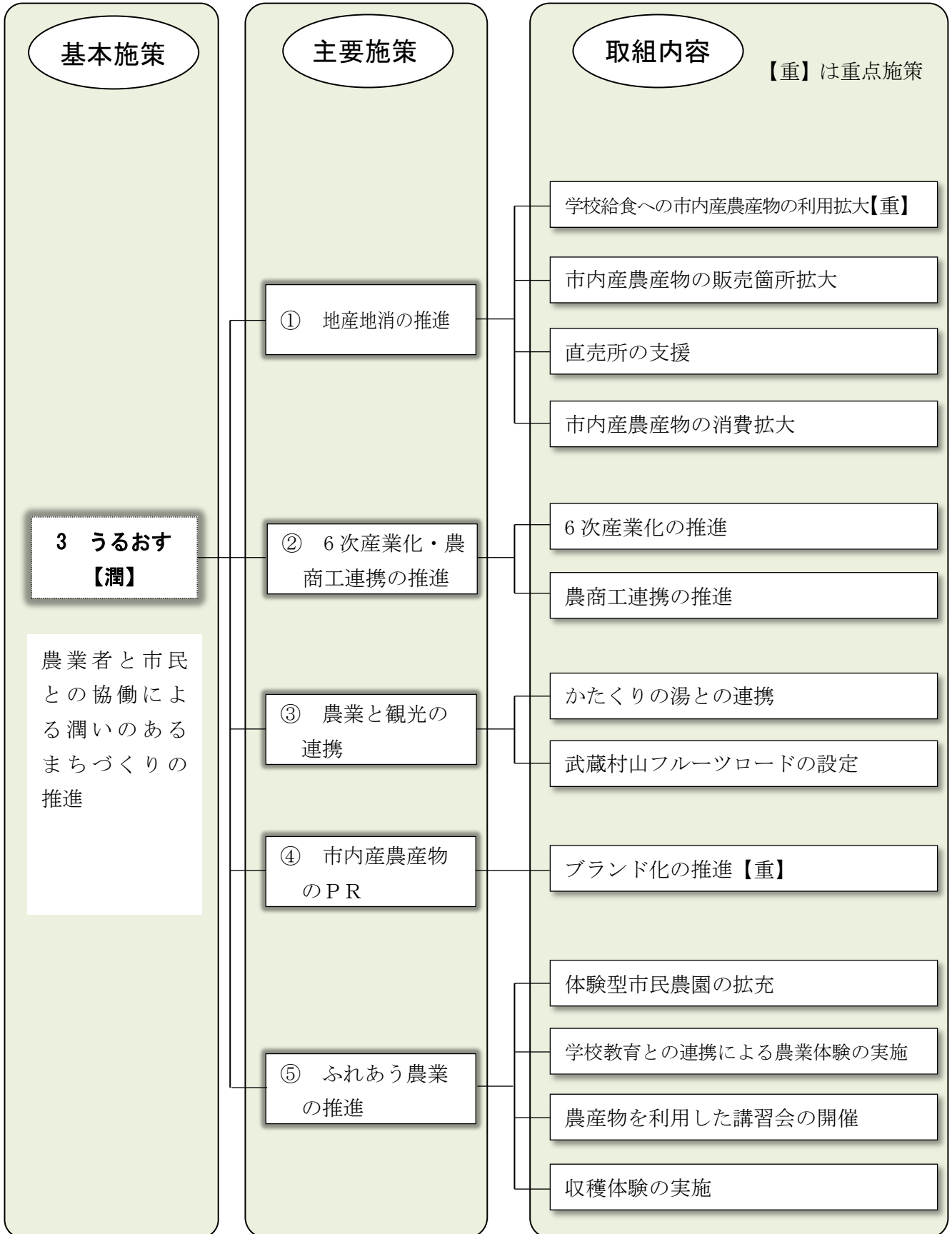


第2節 農業振興施策の体系と内容

1 計画の体系







第3節 施策の内容

基本施策1：つなげる【継】

本市の農業の中心的な担い手となる認定農業者の経営力を強化する支援を行います。

また、農業後継者を確保・育成するため、農業後継者団体が行う講習会等への支援を行うとともに、農業後継者団体を通じた専門的な経営支援を行い、新規就農者についても、その確保・育成のため、営農相談や経営指導の充実、研修の充実を図ります。

さらに、農業生産に重要な役割を果たしている女性農業者の位置付けを明確化するため、家族経営協定の締結の促進に努めます。

◆主要施策◆

① 認定農業者への支援

認定農業者制度のメリットを明確にし、農業委員会や各種関係団体を通して制度の普及推進を図ることにより、新たな認定農業者を増やし、認定農業者の拡充を図ります。

さらに、認定者の経営改善計画達成に向け、農産物の増産や付加価値をつけた農産物の生産のための施設整備等に対する支援を行います。

② 農業後継者・担い手の確保・育成

農業後継者団体の活動に対する支援や農業に関する情報提供を行うことで、農業生産技術の向上を図ります。

新規就農者については安定した農業経営を継続できるよう「人・農地プラン」を策定します。

また、家族経営協定の締結を促進し、女性にとっても魅力的でやり甲斐のある農業を推進します。

③ 農業労働力の確保

高齢化や後継者不足による担い手不足を解消するため、援農ボランティアの確保及び障害者の雇用を促進し、労働力の確保を図ります。

④ 農業技術者の確保

指導農業士制度を利用し、農業技術を継承するためのプロフェッショナルな人材を育成し、後継者や新規就農者が速やかに農業技術を取得できるように努めます。

また、環境保全型農業^{*}を推進するために、東京都エコ農産物認証制度の推進を図ります。

◆具体的な取組内容

① 認定農業者への支援

取組名	内容	実施主体
認定農業者制度の推進と経営改善への支援 【重点施策】	市内農業者に対して制度の周知を行うとともに、関係機関と連携し、個別相談会を開催し、農業経営改善計画の作成支援を行う。 また、認定後の認定農業者に対し、経営改善計画達成のためのフォローアップをJA東京みどりや東京都農業改良普及センター*と連携し支援を継続する。	市（産業振興課） JA東京みどり 東京都 東京都農業会議
経営力強化に対する支援	認定農業者が収益性の高い農業を展開するため、東京都事業を活用し、パイプハウス等生産施設整備支援や認定農業者改善計画に従って行う農業経営の改善に要する経費の一部の補助を行う。 また、経営管理能力向上のため簿記講習会等を開催する。	市（産業振興課） 東京都 東京都農業会議
認定農業者の組織化の推進	認定農業者の組織化により、認定農業者間の連携や相互交流を推進する。	市（産業振興課）

② 農業後継者・担い手の確保・育成

取組名	内容	実施主体
農業後継者団体への支援	農業技術の向上、農業後継者相互の親睦及び農業後継者の育成を図るため、武蔵村山市農友会が行う農業後継者育成事業に要する経費の一部を補助し、専門家による講習、経営指導の充実など、農業後継者団体への支援を行う。	市（産業振興課） 農業団体 JA東京みどり
新規就農者への支援	新規就農希望者等の農地集積を計画的に行うため「人・農地プラン」を策定する。 また、農地の貸借を支援するとともに、営農指導や技術指導、経営指導については、JA東京みどりや東京都農業改良普及センターと連携し実施する。 さらに、新規就農者に対して農機器の購入等に対する補助制度を新設し、安定的な営農を支援する。	市（産業振興課） 農業委員会 JA東京みどり 東京都 東京都農業会議

女性農業者への支援	農業経営に重要な役割を果たしている女性の地位を確立するため、家族経営協定の締結を進め、女性農業者の役割を明確化する。 また、女性対象の研修会等への参加と女性農業者間の連携を促進する。	市（産業振興課） 認定農業者 東京都 東京都農業会議
-----------	--	-------------------------------------

③ 農業労働力の確保

取組名	内 容	実施主体
援農ボランティアの確保【重点施策】	東京都の援農ボランティア養成講座を活用し、ボランティアの育成を行う。 また、繁忙期のみの派遣にも対応できるよう、受入希望農業者のグループ化を図り、農業者が希望する人数や方法での派遣を実施する。	市（産業振興課） J A 東京みどり
雇用労働力の活用	全国農業会議所の農の雇用制度を活用し、労働力の確保を図る。 また、援農ボランティアからの雇用も推進する。	市（産業振興課） 東京都 東京都農業会議
農福連携*の推進	農業は、障害の程度に応じた作業が可能であることから、障害者の雇用を促進し、労働力の確保を図る。	市（産業振興課、 障害福祉課） 農業者

④ 農業技術者の確保

取組名	内 容	実施主体
指導農業士の確保と育成	農業技術を農業後継者や新規就農者に伝承するため、指導農業士制度を広報し認定者の確保と育成を図るとともに、指導農業士による講習会等を開催する。	市（産業振興課） 農業委員会 J A 東京みどり
環境保全型農業技術の普及	化学農薬に依存しない総合的な病虫害防除や化学肥料の使用削減など、環境保全型農業を推進するため、東京都エコ農産物認定制度の推進を図る。また、食品安全や環境に配慮した持続可能な農業を推進するため、G A P*認証取得の推進を図る。	市（産業振興課） 東京都 J A 東京みどり

◆目標値

主要施策名	現 状	目 標
① 認定農業者数	認定農業者数 (平成 28 年度) 36 経営体	認定農業者数 (平成 39 年度) 45 経営体
② 農業後継者・担い手の確保・育成	家族経営協定数 (平成 20 年度から 28 年度) 2 件	家族経営協定数 (平成 39 年度) 10 件
③ 農業労働力の確保	援農ボランティア数 (平成 28 年度) 13 人	援農ボランティア数 (平成 39 年度) 30 人
④ 農業技術者の確保	指導農業士 (平成 28 年度開始) 0 人	指導農業士 (平成 39 年度) 10 人



「平成 28 年度都市農業活性化支援事業補助金を利用したパイプハウス」



「援農ボランティアの作業風景」

基本施策2：たがやす【耕】

一団の優良農地を形成している多摩開墾の保全を図るとともに、市街化区域内農地についても生産緑地制度によりその保全を図ります。

また、農地は生産機能だけでなく、防災、緑地など、多面的な機能を有していることから、その周知とともに、機能の維持に努めます。さらに、農地の有効利用が行われるよう、流動化の促進を図ります。

◆主要施策◆

① 多摩開墾内農地の活性化

多摩開墾内の道路の整備を推進するとともに、水道及び電気等の基盤整備の要請を実施し、農業生産環境を整えます。

また、高齢化等により耕作が困難となった多摩開墾内農地を農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者や新規就農者にあっせんし、経営規模の拡大による有効活用を図ります。

② 農地の多面的活用

災害時の一時避難場所や延焼防止空間等としての防災機能や豪雨時の洪水を緩和する機能といった農地の多面的機能が十分に発揮できるよう、施設の整備や協定の締結、市民への啓発活動を図ります。

③ 生産緑地の保全

J A東京みどりや農業団体等の関係機関と連携を図り、生産緑地の保全に努めるとともに、面積要件を引き下げ、追加指定を引き続き実施します。また、新たに制度化された特定生産緑地制度^{*}の周知を図ります。

④ 生産環境の整備

地域環境に配慮しつつ、農地の多面的機能をより一層発揮させるため、東京都の補助制度を利用して、土留、防葉シャッター等の設置への支援を行い、都市農地を保全します。

また、鳥獣害被害の状況を把握し、関係機関と連携して対策を講じます。

◆具体的な取組内容

① 多摩開墾内農地の活性化

取組名	内 容	実施主体
基盤整備の推進 【重点施策】	多摩開墾内農地の生産基盤を整備するため、道路の整備を農業委員会や農業者からの要望を踏まえ、計画的に実施する。 また、水道及び電気については、関係機関に整備を要請する。	市（産業振興課、道路下水道課） 東京都 東京都農業会議
農地利用の集積化 【重点施策】	耕作が困難な多摩開墾内の農地を認定農業者や新規就農者に集積し、農地の有効活用を図る。	市（産業振興課） 農業委員会
農地パトロールの実施	営農されるべき農地が十分に営農されていない場合、適正に管理されるよう指導する。	市（産業振興課） 農業委員会

② 農地の多面的活用

取組名	内 容	実施主体
防災協力農地への登録・農業用井戸の活用	J A東京みどりと連携し、市内生産緑地を災害時の一時避難場所として利用できるよう、防災協力農地としての登録を推進する。 農業用井戸については、防災兼用井戸として活用する。	市（防災安全課、産業振興課） 農業者 J A東京みどり
農地の多面的機能の周知	農産物の生産の場だけでなく、緑の景観や雨水を吸収し、地表の温度を下げるなどの農地の多面的機能について、市報やホームページ等を通じて周知を図る。	市（秘書広報課、産業振興課）

③ 生産緑地の保全

取組名	内 容	実施主体
生産緑地の保全	生産緑地の追加指定や新たに制度化された特定生産緑地制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携しながら生産緑地の保全を図る。 また、生産緑地法の改正により設置可能となった農産物直売所や農家レストランの設置を推進する。	市（産業振興課、都市計画課） 農業委員会
農地パトロールの実施 【再掲】	営農されるべき農地が十分に営農されていない場合、適正に管理されるよう指導する。	市（産業振興課） 農業委員会

④ 生産環境の整備

取組名	内容	実施主体
基盤整備の推進	都市農地を保全するため、東京都の補助制度を活用し、地域住民に配慮した土留、防葉シッター等の基盤整備の支援を行う。	市（産業振興課） 東京都
鳥獣害対策の推進	鳥獣による被害等について、農業者に調査を依頼して状況を把握し、駆除等についてはJ A東京みどりと連携し、東京都の補助事業等を活用するなどして対策を行う。	市（産業振興課、環境課） J A東京みどり 東京都

◆目標値

主要施策名	現 状	目 標
① 多摩開墾内農地の活性化	農地利用集積面積 (平成 20 年度から 28 年度) 17,178 m ²	農地利用集積面積 (平成 30 年度から 39 年度) 30,000 m ²
② 農地の多面的活用	防災協力農地指定箇所 (平成 28 年度) 0 か所	防災協力農地指定箇所 (平成 30 年度から 39 年度) 100 か所
③ 生産緑地の保全	生産緑地面積 (平成 28 年度) 94.5ha	生産緑地面積 (平成 39 年度) 90.0ha
④ 生産環境の整備	都市農地保全支援プロジェクト事業 (平成 28 年度まで) 19 名実施	都市農地保全支援プロジェクト事業 (平成 39 年度まで) 15 名実施



「防災協力農地（平成 29 年度設置）」



「都市農地支援プロジェクト事業で設置した簡易直売所」

基本施策3：うるおす【潤】

地産地消^{*}の普及、食育^{*}の推進、市民の農業との交流の促進などのため、市内産農産物を購入できる場を増やすとともに、イベント等による交流機会づくりを進めます。

また、市内産の野菜等を使った商品開発を進め、加工から流通まで行う仕組みづくりを支援します。

市民が農業とふれあう機会づくりのため、体験農園を拡充するとともに、本市の農産物の普及に努めます。

◆主要施策◆

① 地産地消の推進

学校給食への市内産農産物の利用拡大を図るとともに、市内スーパーマーケット等への地元農産物コーナーの設置や臨時的な販売等により市内産農産物を購入しやすい環境づくりに努めます。

② 6次産業化・農商工連携の推進

地域の活性化や市内産農産物の消費拡大を図るため、JA東京みどりや商工会など各産業団体との連携強化を図り、6次産業化^{*}や農商工連携^{*}を推進します。

③ 農業と観光の連携

観光と農業を連携させ、交流の機会づくりを推進します。

④ 市内産農産物のPR

市内産農産物のブランド化^{*}を推進し、市内産農産物の認知度を高めます。

⑤ ふれあう農業の推進

市民が気軽に農とふれあうことができる体験型市民農園について、制度の周知や広報等の支援を行うとともに、新たに市の南部地域での開設を目指します。

また、収穫体験事業を実施し、身近にある農地や農業者とふれあうことによって、農地と住民の距離を縮めます。



「市内商業施設内での販売コーナー」



「農業経営者クラブ収穫体験風景」

◆具体的な取組内容

① 地産地消の推進

取組名	内容	実施主体
学校給食への市内産農産物の利用拡大【重点施策】	市内産農産物を学校給食に積極的に取り入れるとともに、学校を通じて、市内産農産物が多く利用されていることを周知する。	市（産業振興課、学校給食課） 農業者 J A 東京みどり
市内産農産物の販売箇所拡大	地産地消を促進するため、市内スーパーマーケットやコンビニエンスストアで市内産農産物が購入できる体制づくりを支援する。	市（産業振興課） 農業者
直売所の支援	東京都の補助制度を活用し、簡易直売所の設置を支援する。 また、直売所マップを作製し、PRを行う。	市（産業振興課） 東京都
市内産農産物の消費拡大	市内産農産物を使った料理法や保存方法を紹介するとともに、市報などを通して市民や市内飲食店に利用の呼びかけを行う。	市（産業振興課、健康推進課）

② 6次産業化・農商工連携の推進

取組名	内容	実施主体
6次産業化の推進	6次産業化に関する補助制度を新設し、国や都の支援策と連携しながら、6次産業化を目指す農家への支援を行う。	市（産業振興課） 農業者 J A 東京みどり 商工会
農商工連携の推進	飲食店や商店、食品加工業等との連携を図り、市内産農産物を利用したメニューや加工品の開発・販売を促進するとともに、特に村山うどんは、かてに使用する野菜について、市内産農産物の利用促進を図る。 また、農家レストランの開設についての支援を行う。	市（産業振興課） 農業者 J A 東京みどり 商工会

③ 農業と観光の連携

取組名	内容	実施主体
かたくりの湯との連携	かたくりの湯において、観光農園と連携した新たな事業を実施する。	市（産業振興課、観光課）
武蔵村山フルーツロードの設定	みかん、りんご、梨などの観光農園を結び付けた観光農園ルート（武蔵村山フルーツロード）を設定する。	市（産業振興課、観光課）

④ 市内産農産物のPR

取組名	内容	実施主体
ブランド化の推進 【重点施策】	市内産農産物の消費拡大を図るため、「武蔵村山産」としての統一ネーミングの設定や東京都エコ農産物認証制度の普及によるブランド化を行い、市内産農産物の認知度を高める。	市（産業振興課） 農業者 JA東京みどり

⑤ ふれあう農業の推進

取組名	内容	実施主体
体験型市民農園の拡充	広く市民が農にふれあう機会を増やすため、現在開園している2園の体験型市民農園についての広報活動に対する支援を行うとともに、市の南部地域に新たに1園を開設する。また、開設に伴う経費の一部を補助する。	市（産業振興課） 農業者 JA東京みどり
学校教育との連携による農業体験の実施	農業体験や職業体験を通じて農産物の生産過程を理解し、食と農業の大切さを学ぶとともに、学校農園や近隣の農園等を活用した生産体験を行う。 また、野山北公園の水田を活用し、稲作体験を実施する。	市（産業振興課、 教育指導課） 農業者 農業委員会
農産物を利用した講習会の開催	市民と女性農業者の連携による市内産農産物を利用した料理や保存方法の教室を開催する。	市（産業振興課、 健康推進課） 農業者 JA東京みどり
収穫体験の実施	農業者とふれあい、市内の農地、農産物を身近に感じてもらえるよう、農業関係団体と連携し、収穫体験事業を実施する。	市（産業振興課、 健康推進課） 農業者

◆目標値

主要施策名	現状	目標
① 地産地消の推進	学校給食における野菜・くだもの全体の市内産の購入金額割合 (平成28年度) 14.95%	学校給食における野菜・くだもの全体の市内産の購入金額割合 (平成39年度) 20.00%

主要施策名	現 状	目 標
② 6次産業化・農商工連携の推進	加工農産物の販売箇所 (平成 28 年度) 2 か所	加工農産物の販売箇所 (平成 39 年度) 10 か所
③ 農業と観光の連携	フルーツロードの設定 (平成 28 年度) 0 か所	フルーツロードの設定 (平成 39 年度) 1 か所
④ 市内産農業物の P R	市内農産物のブランド化 (平成 28 年度) 無し	市内産農産物のブランド化 (平成 39 年度) 実施
⑤ ふれあう農業の推進	体験型市民農園数 (平成 28 年度) 2 か所	体験型市民農園数 (平成 39 年度) 3 か所



「給食風景（雷塚小）」



「学校給食出荷用生産農地」



「観光みかん園」



「わかな農園での作業風景」

第4節 計画の推進

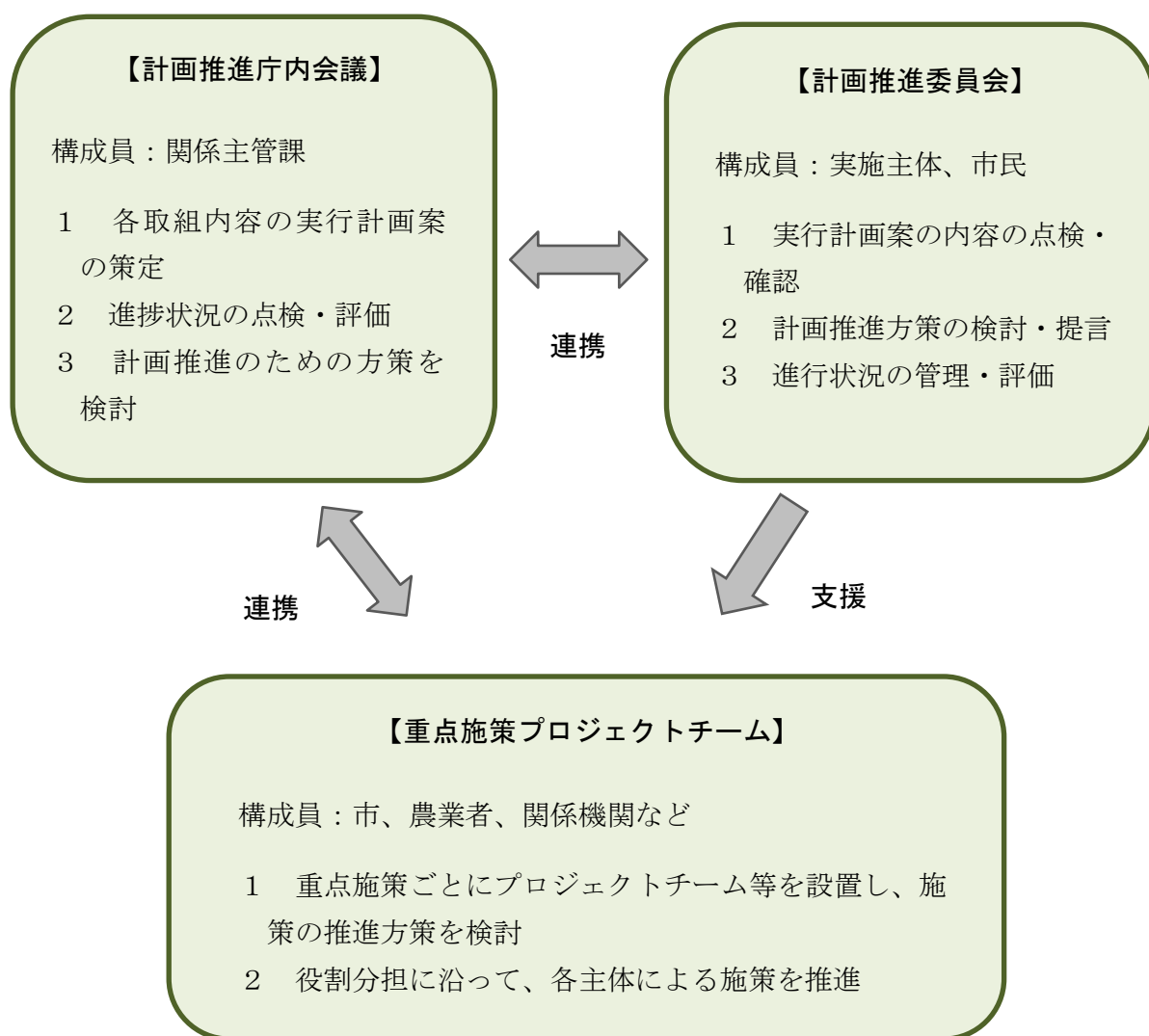
本計画の実現には、市のみならず、農業に関わる各団体の役割が重要であることから、計画推進体制の確立、農業支援体制の強化を図り、その実現を図ります。

1 計画の推進体制の確立

本計画推進のため、農業者やJA東京みどり、関係団体、市民、市などの各主体が役割分担、協働して各事業を推進します。

そのため、計画やその構成事業等の進捗状況を点検・評価するため、庁内において、「計画推進庁内会議」を設置するとともに、各実施主体が参画する「計画推進委員会」を設立します。

また、重点施策については、関係する実施主体が参画するプロジェクトチームを設置し、その実現を図ります。



2 各実施主体の主な役割

本計画を達成するため、各実施主体の役割を明確化し、共に連携しながら推進します。

実施主体	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者・各団体等との相互連携による計画の推進 ・ 計画の進行管理
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の管理者として計画の推進
J A 東京みどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体との相互連携による計画の推進 ・ 農業者への支援、販路拡大等経営相談
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地[*]の調査等、農地の適正な管理 ・ 地域の農業振興のため意見交換会等の開催 ・ 農業に関する情報提供
関係行政機関 (東京都、東京都農業会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市、農業者、各団体との相互連携による事業の実施等
関係機関 (商工会等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興施策への支援

第3章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な 構想

本章では、農業経営基盤強化促進法第6条に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として、同条第2項に掲げられた必要な事項を定めます。

第1節 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 育成目標等

本市の農業は、急速な都市化に伴う生産環境への影響などの問題に直面しながらも、大消費地にある利点を生かした野菜や果樹の生産を活発に行っており、販売形態も、市場出荷から個人や共同直売へと移行し、市民への生鮮農産物の供給に大きな役割を果たしています。

農業従事者の高齢化と後継者不足の状況の中で、営農条件の変化と市民の農業に対する関心の高まりに積極的に対応する新しい武蔵村山農業を形成するため、今後は、農業経営基盤の強化を図りながら、都市農地の減少に生産性の向上で対応するとともに、消費者ニーズに合った農産物の提供、特徴ある農産物づくりに取り組み、安全な農産物の生産につながる環境保全型農業の形成を図ります。

また、家族経営協定の推進を図ることによる経営の改善や市民と生産者が直接ふれあう機会の創出を目指して、農業者の経営の安定と所得の向上を図ります。

2 農業構造の変遷

本市は東京都心部から北西へ約35km圏に位置し、北部の緑豊かな狭山丘陵から南部地域にかけて全体的に緩やかな平坦地となっています。

水田は、狭山丘陵の一部を除いて水利には恵まれないため少なく、関東ローム層からなる平坦な農地で、主に畑作が営まれてきています。

農家は、都市化の流れの中でいち早く兼業化が進んできましたが、近年は、自給的性格の強い農家と、都市の立地条件を生かした地産地消型の農家へと二分しています。また、農業は、農産物価格の低迷による農業所得^{*}の減少と、後継者不足による農家戸数の減少、農業従事者の高齢化が進行し、依然として、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。

3 経営目標等

本市は、このような農業構造の変遷等から、魅力のある農業、やりがいのある職業となるよう、おおむね10年後における農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとします。

具体的な農業経営の指標としては、市内認定農業者の農家経営の実態や周辺市町村における優良な経営の事例等を踏まえて、年間労働時間の目標は、家族経営を基本にして、主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間は1,800時間と設定します。

年間農業所得の目標については、他産業と遜色のない所得水準を確保することを目標に、農地や経営規模拡大を目指す本市の農業をリードする農業経営体は年間800万円、地域の農

業を担う農業経営体は年間 500 万円、農業の広がりを支える農業経営体は年間 300 万円以上の所得水準を確保します。

■ 効率的かつ安定的な農業経営の年間労働時間及び年間所得目標

目標項目	前計画の目標	新計画の目標
労働時間	1,800 時間／人	1,800 時間／人
農業所得	1,000 万円／戸	300・500・800 万円／戸

市は、農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体等が地域の農業の振興を図るために行う自主的な活動を援助し、農業経営の発展を目指す意欲と能力のある農家については、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施します。

まず、農業委員会、農業改良普及センター及び農業協同組合等が連携して指導等を行うために、必要に応じて合同会議等を開催し支援を推進することとします。

また、効率的な農業経営を行うために、農業者が農業経営改善計画を作成し、自らの農業の将来についての選択、判断を行うように誘導します。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、市内に不耕作農地がある場合は、農業委員会が積極的にあっせんを進めます。

また、農業従事者の高齢化や担い手の不足により遊休化、低未利用化している農地については、今後そのようなおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るとともに、積極的に農地の利用集積及び農業上の利用の増進を図ります。

さらに、農地賃貸による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大の促進を図り、農業委員会及び農業協同組合等と連携を密にして、農地賃貸と農作業の受委託の促進が一体となる、意欲的な農業者の経営規模拡大に努めます。

集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導のもとに収益力の強化や新規作目^{*}の導入を推進します。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性ならではの意欲と能力が十分発揮できるよう、家庭における役割分担を明確にした上で、家族経営協定を促進します。

市では、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しては、認定農業者制度の普及を図るとともに、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等が連携して支援を行うための体制を整備し、資金支援やその他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を実施します。

4 今後 10 年間の重点目標

今後の 10 年間の重点目標として、以下の数値目標（農業経営基盤強化促進法に係る事項を含む。）を掲げその実現を目指します。

(1) 基幹的農業従事者数

本市の基幹的農業従事者数は、年々減少していますが、新規就農者の確保目標を踏まえ、目標年度の平成 39 年度の農家数は、おおむね 230 人とします。

区分	平成 17 年度	平成 27 年度	平成 39 年度 (目標年度)
基幹的農業従事者数 (人)	300	253	230

(2) 経営耕地面積

本市の経営耕地面積は、年々減少していますが、都市農業の機能の発揮や保全施策の推進を踏まえ、目標年度の平成 39 年度の農地面積は、おおむね 146 h a とします。

区分	平成 17 年度	平成 27 年度	平成 39 年度 (目標年度)
経営耕地面積 (h a)	187	155	146

(3) 認定農業者数

本市の総農家数は年々減少していますが、認定農業者は、今後も増加傾向が予想されることから、目標年度の平成 39 年度の認定農業者数は、45 経営体とします。

区分	平成 17 年度	平成 27 年度	平成 39 年度 (目標年度)
認定農業者数 (経営体)	—	35	45

(4) 新規就農者数

本市の平成 27 年までの新規就農者は 1 人となっていますが、将来にわたって本市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保する必要があることを踏まえ、目標年度の平成 39 年度までの新規就農者数の累計を 6 人とします。

区分	平成 17 年度	平成 27 年度	平成 39 年度 (目標年度)
新規就農者数の累計 (人)	0	1	6

第2節 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 農業経営の分類

本市における農業経営を大きく分類すると、次のように類型することができます。

(1) 露地・施設を組み合わせた野菜栽培を中心とした農業経営

消費者は、安全・安心で新鮮な野菜を求めていることから、有機、減農薬・減化学肥料栽培された野菜の生産を推進するとともに、環境と調和のとれた農業生産を進めます。

消費地と直結した都市農業の特性を生かし、露地と施設栽培を巧みに組み合わせ、限られた農地を生かした農業経営を推進します。

また、農業機械及び施設の改善を行い、農作業の省力化を図るとともに、野菜の端境期対策として、1年を通して野菜が安定供給できる周年栽培を行い、農業経営の安定化を推進します。

さらに、認定農業者の普及や家族経営協定の推進により、計画的な農作業を行い、農業経営の安定化を図り農業後継者の確保・育成を図ります。

(2) 果樹を中心とした農業経営

ミカン、ナシ、リンゴなどは、栽培技術の高度化、高品質化などにより栽培が行われており、販売方法はほとんどが個人直売、もぎとりや宅配により販売されています。今後は、消費者の購入意欲を高める魅力的な商品の開発と、スーパーなどの販売を前提とした契約栽培、共同直売所での販売やインターネット販売など、多様な販路の開拓を進めます。

また、ブルーベリーなどの新たな栽培を推進するとともに、直売所を活用した地産地消など観光型農業を推進し、野菜直売と組み合わせて、市民への供給を進めます。

(3) 畜産を中心とした農業経営

近年、都市化による住宅建設などにより、飼育環境問題などの影響で畜産農家が大幅に減少していますが、安全・安心で質の高い畜産物を生産するとともに、消費者にも喜んでもらえる加工品の開発を進めます。

今後は、家畜排せつ物の堆肥を園芸農家へ供給できるようなシステムづくりなどを推進し、環境に配慮した経営を推進します。

(4) 茶を中心とした農業経営

平成11年度には、東京都の補助事業を活用した「ブランド化推進事業」により、計画的な生産基盤施設整備等を強化しました。今後は、安全・安心な食品を求める消費者のニーズに応えるため、農薬や化学肥料の使用を減らした茶生産を推進し、農業まつりや各種イベント等で市内産の茶のPRと販売を積極的に推進します。

- (5) 花きを中心とした農業経営
観賞用などとしても大変需要が高いため、今後も施設化による生産性の向上と、従来の市場出荷に加え、直売、インターネット等により販路の拡大を図ります。
- (6) 植木を中心とした農業経営
都市緑化の産業である植木については、需要と将来性が見込まれる樹種を選んで生産し、各種イベント等での市内産植木の市民へのPRと販売を積極的に推進します。

2 経営モデルの設定

経営モデルの設定については、平成 27 年に行った農林業センサス及び東京農業振興プランを踏まえ、主に本市の農業を担っていく、中核的な農家等の農業経営体のモデルを次のとおり設定します。

これらの経営モデルを実現するために、優良農地の保全、担い手の確保と育成、市民ニーズに即した生産、流通体制づくり等の施策を推進します。

● 農業所得・販売目標別経営体モデル

- (1) 本市の農業をリードする経営体モデル（所得目標 800 万円）
- (2) 地域の農業を担う経営体モデル（所得目標 500 万円）
- (3) 農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標 300 万円）

● 経営モデルの例示

《経営モデルのタイプ》

- I 安心・新鮮・旬を基調とした農業者の顔の見える農畜産物を供給する農業
- II 市民の生活を支える農畜産物を安定的に供給する農業
- III 環境と調和した農畜産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- IV 市民の交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
- V 地域産業の一翼を担う農業・地域産業と連携を進める農業

1 本市の農業をリードする経営体モデル（所得目標800万円）

分類	タイプ	経営モデル	経営耕地（a） （施設面積（a）） 作付面積（a）	労働力 （人）	主な品目	主な施設・機械
野菜	II	土地利用型野菜と集約型野菜の市場出荷を主とした経営	150 （施設30） 300	3	大根、ホウレン草、小松菜、キャベツ、ブロッコリー	トラクター、シーダーマルチャー、移植機、予冷庫、洗浄機
野菜	II	小松菜等の市場出荷を主とした経営	100 （施設40） 300	2 + 雇用0.5	小松菜、ホウレン草	パイプハウス、トラクター、野菜洗浄機、予冷庫、自動包装機
果樹	I	ナシを中心とした直売果樹経営	140 140	2 + 雇用0.5	ナシ、リンゴ、ブドウ	トラクター、スピードスプレヤー、かん水施設、防薬施設、直売施設
植木	II	緑化木の生産と流通を行う経営	150 150	2 + 雇用0.5	ハナミズキ、モミジ、ベニカナメ	パワーショベル、育苗ハウス、動力噴霧器、粉砕機

2 地域の農業を担う経営体モデル（所得目標500万円）

分類	タイプ	経営モデル	経営耕地（a） （施設面積（a）） 作付面積（a）	労働力 （人）	主な品目	主な施設・機械
野菜	I III	東京エコ農産物等の認証を受けた野菜の契約出荷経営	100 200	2 + 雇用1	大根、ホウレン草、小松菜、キャベツ、人参	パイプハウス、トラクター、トレンチャー、堆肥盤
野菜	II	軟弱野菜を主とした市場出荷経営	50 （施設40） 250	2	小松菜、ホウレン草、枝豆	パイプハウス、予冷庫、は種機、動力噴霧器
畜産	I IV	酪農と自家製乳製品の直売を組み合わせた経営	経産牛 （10頭）	2 （雇用含む）	生乳、乳製品	牛舎、堆肥舎、サイロ、搾乳機器、トラクター
茶	II	生葉生産と加工・販売を行う一貫経営	200 200	2 + 雇用0.5	茶	乗用型整枝摘取機、管理機、防霜ファン、製茶機械
花き	II	花壇用苗物を主とした市場出荷を行う経営	50 （施設30） 100	2 + 雇用2	花壇用苗物、野菜苗	パイプハウス、は種機、自動土入れ機、鉢用土混合機、土壌消毒機
果樹複合	I IV	観光果樹園と野菜を組み合わせた複合経営	130 150	2 + 雇用0.5	ミカン、ブドウ等、野菜類	トラクター、スピードスプレーヤー、直売施設

3 農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標300万円）

分類	タイプ	経営モデル	経営耕地（a） （施設面積（a）） 作付面積（a）	労働力 （人）	主な品目	主な施設・機械
野菜	I V	庭先販売や共同直売所を利用した経営	50 120	2	トマト、キュウリ、枝豆、ナス	トラクター、動力噴霧器、防薬資材
野菜	I II	多品目野菜の直売経営	50 120	2	トマト、ナス、キュウリ、ホウレン草、小松菜	パイプハウス、トラクター、予冷庫、は種機、動力噴霧器、直売施設
野菜	I II	集約的作目の契約や直売を主とする野菜経営	40 （施設30） 180	2	葉菜類、果菜類	パイプハウス、予冷庫、は種機、動力噴霧器
果樹	I	ミカン等を主とした経営	60 60	2	ミカン、リンゴ、ブドウ	トラクター、かん水施設、防薬施設、直売施設

第3節 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

本市の平成28年までの新規就農者は1人となっています。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって本市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

そこで、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、本市においては2年間で1人の当該青年等の確保を目標とします。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

本市における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA東京みどり、武蔵村山市農業生産組合等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について、第2節2に示す(3)農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標300万円）を指標とします。

第4節 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標は、おおむね次のとおりとします。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	34.9%
-------------------------------------	-------

本市の農家が所有している市街化調整区域内農地については、約 36.4 h a であり、この面積の 8 割を、平成 39 年度の目標認定農業者（45 戸）全体で保全するものとします（ $36.4 \times 0.8 = 29.12 \text{ h a} \approx 29.0 \text{ h a}$ ）。

市街化区域内農地は全体で 126 h a、農家数は 253 戸で、1 戸当たり 49.8 a（ $126 \text{ h a} = 12,600 \text{ a} / 253 \text{ 戸} \approx 49.8 \text{ a}$ ）となります。1 戸当たり 49.8 a の市街化区域内農地を所有し、目標認定農業者は 45 戸なので、市街化区域内農地は、全体で約 22.4 h a（ $49.8 \text{ a} \times 45 \text{ 戸} = 2241.0 \text{ a} \approx 22.0 \text{ h a}$ ）となります。

以上により、市街化調整区域内農地と市街化区域内農地を合計すると 51.0 h a（ $29.0 \text{ h a} + 22.0 \text{ h a}$ ）となり、10 年後の目標経営耕地面積を 146 h a として、10 年後（平成 39 年度）の目標農地集積率は、おおむね 34.9%（ $51.0 \text{ h a} / 146 \text{ h a} \times 100 = 34.9\%$ ）と設定します。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面積集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業及び農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における面的集積割合が高まるように努めるものとします。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的要件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を推進します。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図ります。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進めるため、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとします。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないよう

に、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととします。

第5節 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」に即しつつ、本市農業の地域特性、すなわち、多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行います。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農地利用集積^{*}円滑化事業の実施を促進する事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人^{*}（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいいます。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合に依りて、それぞれ（ア）から（ウ）までに定めるところによります。

（ア）農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 次のaからeまでに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあつては、a、d及びeに掲げる要件の全て）を備えること。

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
- e 所有権の移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確

実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

(ウ) 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者がアの(ア)のa及びbに掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、aに掲げる要件)の全てを備えているときは、アの規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。

ウ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農業経営基盤強化促進法(以下「法」といいます。)第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによります。

エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとします。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除きます。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかか

わらず利用権の設定等を受けることができるものとします。ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとします。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとします。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとします。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体を除きます。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」といいます。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させます。

イ 市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進めます。

（ア）当該開発事業の実施が確実であること。

（イ）当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

（ウ）当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 市は、(5) の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。

イ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容とし

て定めます。

(5) 要請及び申出

- ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができます。
- イ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- エ 市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- オ イからエに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとします。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ア 市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。
- イ 市は、(5)のイからエまでの規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。
- ウ ア及びイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができます。
- エ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限りません。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集

積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようによします。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めます。

なお、カの（ウ）に掲げる事項については、（1）のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとします。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（（1）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限ります。）

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が（1）のエに該当する者である場合には、次に掲げる事項

（ア）その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

（イ）毎事業年度の終了後 3 か月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号。以下「規則」という。）第 16 条の 2 第 1 項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

（ウ）その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7) のイに規定する土地ごとに(7) のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ます。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りることとします。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5) のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7) のアからカまでに掲げる事項を市の掲示場に掲示して公告します。

(10) 公告の効果

市が(9) の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとします。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めるものとします。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者から規則第16条の2第1項の規定による農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを農業委員会に提出します。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後において、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めます。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9) の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1) のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置

を講ずべきことを勧告することができます。

(ア) その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 市は、次の(ア)又は(イ)に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該(ア)又は(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消します。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)及び(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を所定の手段により公告します。

エ 市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなします。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとします。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合等は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとします。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善

事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置の推進とします。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めます。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにします。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができます。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程に定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場に掲示して公告します。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更について準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人^{*}」といいます。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限ります。以下「特定農業団体」といいます。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとします。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めます。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をします。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イに規定する事項が定められる農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」といいます。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」といいます。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含みます。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができます。

イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めます。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。

イ 市は、(5) のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人（公益財団法人東京都農林水産振興財団）、農用地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めます。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、人材育成方針を定めるとともに意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

青年農業者等育成センターや中央農業改良普及センター、J A東京みどりなどと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（農地や農業研修に関する情報等）の提供を行う。また、市内の先進農家等と連携して、農業研修の受入れを行います。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 新規就農者に対する支援策の積極的活用

武蔵村山市における青年就農支援策としては、武蔵村山市において今後策定予定の人・農地プランの中心となる経営体に位置付けるとともに、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、無利子の青年等就農資金を効果的に活用しながら、経営力を高め、確実な定着へと導きます。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

地域農業の担い手として新規就農者を育成する体制を強化するため、武蔵村山市農業委員会において営農等に関する相談・助言等行う他、市内の新規就農者同士の交流を促します。

ウ 経営力の向上に向けた支援

中央農業改良普及センターによるフレッシュ&Uターンセミナーへの参加の促進、JA東京みどりが運営する直売施設みどりっ子への出荷の促進、青年農業者等育成センターからの交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施します。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター及び東京都農業会議と、また、農地の確保については東京都農業会議及び武蔵村山市農業委員会と、技術や経営ノウハウについての習得や就農後の営農指導等フォローアップについては、中央農業改良普及センター及びJA東京みどりと連携して行うなど、各組織が役割を分担しながら取組を進めます。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮します。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1節及び第3節で掲げた目標や第2節の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するため、各関係機関・団体等が連携し達成に向けて推進します。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めます。

第6節 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市においては、経営農地は比較的分散傾向にあり農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況です。

また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されます。

このことから、農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、

- (1) 担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること。
- (2) 担い手に関する情報や農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること。
- (3) 農地の出し手や受け手と積極的にかかわり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること。

等の条件を満たす者が実施するものとします。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- (1) 原則として、市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は、市全域とします。ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除きます。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等を除きます。
- (2) 市を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、町名単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる一定のまとまりのある区域を実施の単位とします。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めます。

ア 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理として行う農用地等の売

渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含みます。）

(イ) その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

イ 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

(イ) 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

(ウ) 農用地等の管理に関する事項

(エ) その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

ウ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

エ 事業実施区域に関する事項

オ 事業実施区域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、東京都農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

カ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

ア 法第4条第3項各号に掲げる者（市を除きます。）は、2に規定する地域を事業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、本市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を得るものとします。

イ 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が次に掲げる要件に該当するものであるときは、アの承認をするものとします。

(ア) 基本構想に適合するものであること。

(イ) 事業実施区域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施区域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生じるものでないこと。

(ウ) 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

(エ) 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

a 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

b 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

c 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

d aからcまでに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ

確実に実施すると認められるものであること。

e 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化集団並びに農地保有合理化法人、東京都農業会議、本市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

f 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

g 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

ウ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程についてアの承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとします。

エ 市は、アの承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施区域を公告します。

オ アからエまでの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用します。

カ ア、ウ及びエの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用します。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

ア 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとします。

イ 本市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとします。

ウ 本市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するとき、(2)のアの規定による承認を取り消すことができるものとします。

(ア) 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。

(イ) 農地利用集積円滑化団体がアの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(ウ) 農地利用集積円滑化団体がイの規定による命令に違反したとき。

エ 市は、ウの規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告します。

(4) 市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げるところにより農地利用集積円滑化事業規程を定めます。

ア 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができます。

イ アの規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供します。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告します。

ウ アに規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)のイに掲げる要件に該当するものとしします。

エ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとしします。

オ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施区域を公告します。

カ エ及びオの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用します。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方としますが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先します。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

ア 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとしします。

イ 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとしします。

ウ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

(ア) 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとしします。

(イ) 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃貸借の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期

間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委託契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましいこと。

(ウ) 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましいこと。

エ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならないものとします。

オ 農地利用集積円滑化団体が農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとします。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えないものとします。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

ア 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類以の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとします。

イ 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとします。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

ア 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとします。

イ 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、おおむね 5 年以内とします。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とします。

ウ 研修等事業の実施に当たっては、当該団体は、農業改良普及センター、東京都農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとします。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業

を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努めるものとしします。

第7節 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとしします。

別紙 1 （第 5 節の 1 の(1) カ（66 ページ）関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとします。

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - (1) 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
 - (2) 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 その土地を効率的に利用できると認められること。

- 2 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - (1) 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - (2) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 その土地を効率的に利用できると認められること。

- 3 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - (1) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2 (第 5 節の 1 の(2) (66 ページ) 関係)

(1) 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

ア 存続期間 (又は残存期間)	イ 借賃の算定基準	ウ 借賃の支払方法	エ 有益費の償還
<p>1 存続期間は 3 年 (開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て 3 年とすることが適当でない認められる場合には、3 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法 (明治 29 年法律第 89 号) の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農</p>

<p>る。</p>	<p>その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付12経営第1153農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
-----------	---	--	---

(2) 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが 適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

ア 存続期間 (又は残存期間)	イ 借賃の算定基準	ウ 借賃の支払方法	エ 有益費の償還
<p>(1)のアに同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土</p>	<p>(1)のウに同じ。</p>	<p>(1)のエに同じ。</p>

	<p>地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、(1)のイの3と同じ。</p>		
--	--	--	--

(3) 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

ア 存続期間	イ 損益の算定基準	ウ 損益の決済方法	エ 損益費の償還
(1)のアに同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	(1)のウに同じ。この場合において(1)のウ中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	(1)のエに同じ。

(4) 所有権の移転を受ける場合

ア 対価の算定基準	イ 対価の支払い方法	ウ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定され	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用

る額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

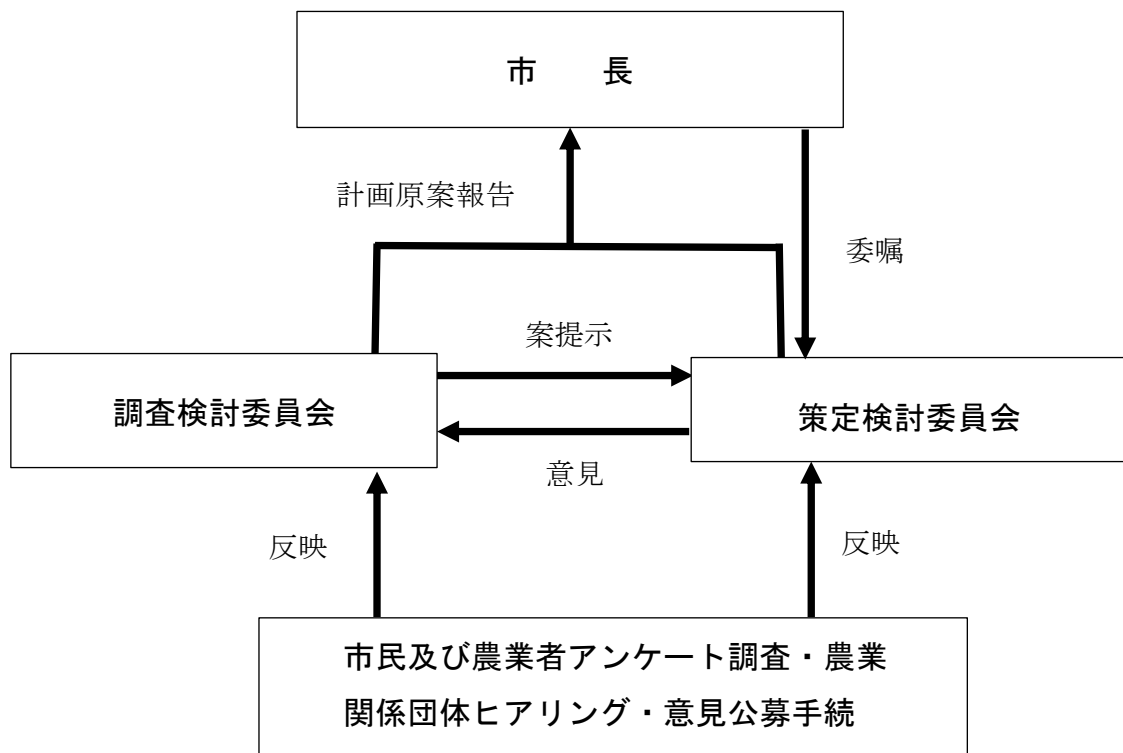
土地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

資料編

I 計画策定体制

本計画の策定に際し、一般市民及び農業者のニーズを的確に捉えるため、農業に関するアンケートを実施しました。そして、武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」といいます。）及び武蔵村山市農業振興計画調査検討委員会（以下「調査検討委員会」といいます。）を設置し、市民及び農業者アンケート調査の結果などをもとに、計画の方向性、目標値の設定、今後の取組等、計画全般にわたり協議及び意見交換を行い、本計画を策定しました。

1 体系図



■策定検討委員会

策定検討委員会は、公募市民をはじめ、農業者のほか消費者や農産物販売関係者、識見を有する者等で構成されています。

■調査検討委員会

調査検討委員会は、市関係各課の職員で構成されています。

■市民及び農業者アンケート調査

現状把握や施策検討に活用するため、市民に関しては市内に在住する18歳以上の男女2,000人、農業者に関しては市内に10a以上の農地を所有している方492人を対象にアンケート調査を実施しました。

■農業関係団体ヒアリング

平成29年5月24日、26日に農業関係団体（3団体）にヒアリングを行い、農業の現状や課題の検討を行いました。

2 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会

(1) 策定検討委員会開催経過

回	開催年月日	議題
第1回	平成28年9月13日(火)	(1) 委員長及び副委員長の互選について (2) 第三次農業振興計画の策定について (3) 策定スケジュールについて (4) 市民及び農業者アンケートについて
第2回	平成29年1月11日(水)	(1) 農業振興計画策定検討委員会の会議の公開に関する運営要領について (2) 市民及び農業者アンケート調査報告書について (3) 第三次農業振興計画策定にかかる基礎調査について
第3回	平成29年2月24日(金)	(1) 第三次農業振興計画策定にかかる基礎調査について (2) 第二次農業振興計画の点検・評価(案)について
第4回	平成29年4月18日(火)	(1) 第三次農業振興計画素案について (2) その他
第5回	平成29年6月1日(木)	(1) 第三次農業振興計画素案について (2) その他
第6回	平成29年7月13日(木)	(1) 第三次農業振興計画素案について (2) その他
第7回	平成29年8月24日(木)	(1) 第三次農業振興計画素案について (2) その他
報告	平成30年1月23日(火)	(1) 第三次農業振興計画について (2) その他

(2) 報告

期 日	件 名
平成29年11月28日	武蔵村山市第三次農業振興計画の原案について(報告)

(3) 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会設置要綱

平成 28 年 4 月 13 日
訓令（乙）第 63 号

（設置）

第 1 条 武蔵村山市第三次農業振興計画（以下「農業振興計画」という。）を策定するため、武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 農業振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業振興計画の策定に関し、必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 15 人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 3 人
- (2) 農業者の代表 6 人
- (3) 消費者の代表 1 人
- (4) 東京みどり農業協同組合職員 1 人
- (5) 農産物等販売店関係者 1 人
- (6) 公募による市民 3 人

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（任期）

第 6 条 委員の任期は、第 2 条に規定する報告の終了をもって満了する。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、協働推進部産業振興課において処理する。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 5 日から施行する。

附 則（平成 29 年武蔵村山市訓令（乙）第 29 号）

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 29 年武蔵村山市訓令（乙）第 147 号）

この要綱は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

(4) 武蔵村山市農業振興計画策定検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
識見を有する者	北 沢 俊 春	東京都農業会議 事務局長	
	今 安 典 子	東京都農業振興事務所農 務課課長代理	
	高 橋 誠	武蔵村山市 商工会事務局長	
農業者の代表	田 代 敏 夫	武蔵村山市 農業委員会会長	H29. 7. 20 から
	山 田 和 男	武蔵村山市 農業生産組合組合長	
	乙 幡 雄 司	武蔵村山市農友会会長	H29. 3. 31 まで
	奥 住 雄 一	武蔵村山市農友会会長	H29. 4. 1 から
	高 山 充 則	認定農業者	H29. 7. 19 まで 農業委員会会長 H29. 7. 31 から 認定農業者
	荒 幡 善 政	認定農業者	
	下 田 智 道	認定農業者	
消費者の代表	鈴 木 寿 子	武蔵村山市 消費者団体連絡会	
東京みどり農業協 同組合職員	小 暮 保	東京みどり 農業協同組合村山支店長	
農産物等 販売店関係者	高 下 慎 吾	ダイエー武蔵村山店 副店長	
公募による市民	高 梨 和 人	公募市民	
	永 村 清 市	公募市民	
	細 野 敏 彦	公募市民	

3 武蔵村山市農業振興計画調査検討委員会

(1) 調査検討委員会開催経過

回	開催年月日	議 題
第1回	平成28年8月23日(火)	(1) 副委員長の指名について (2) 武蔵村山市第三次農業振興計画の策定について (3) 策定スケジュールについて (4) 市民及び農業者アンケートについて (5) その他
第2回	平成28年12月20日(火)	(1) 武蔵村山市第三次農業振興計画策定にかかる基礎調査について (2) 武蔵村山市第三次農業振興計画策定にかかる市民及び農業者アンケート調査報告書について (3) 武蔵村山市第三次農業振興計画策定スケジュール(案)について (4) その他
第3回	平成29年1月15日(水)	(1) 武蔵村山市第三次農業振興計画策定にかかる市民及び農業者アンケート調査報告書(案)について (2) 武蔵村山市第三次農業振興計画策定にかかる基礎調査(中間報告)について (3) 武蔵村山市第二次農業振興計画の点検・評価(案)について (4) その他
第4回	平成29年3月24日(金)	(1) 武蔵村山市第三次農業振興計画策定にかかる基礎調査について (2) 武蔵村山市第二次農業振興計画の点検・評価(案)について (3) 武蔵村山市第三次農業振興計画策定スケジュール(案)について (4) その他
第5回	平成29年5月18日(木)	(1) 第三次農業振興計画素案について (2) その他
第6回	平成29年6月28日(水)	(1) 第三次農業振興計画素案について (2) その他
第7回	平成29年8月7日(月)	(1) 第三次農業振興計画素案について (2) その他

(2) 武蔵村山市農業振興計画調査検討委員会設置要綱

平成 28 年 8 月 9 日

訓令（乙）第 181 号

（設置）

第 1 条 武蔵村山市第三次農業振興計画（以下「農業振興計画」という。）の原案を策定するため、武蔵村山市農業振興計画調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、農業振興計画について原案を策定し、市長に報告する。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 9 人で組織する。

2 委員は、協働推進部長、企画財務部秘書広報課長、総務部防災安全課長、協働推進部環境課長、健康福祉部地域福祉課長、同部健康推進課長、都市整備部都市計画課長、教育部教育指導課指導・教育センター担当課長及び同部学校給食課長の職にある者をもって充てる。

3 前項のほか委員長が必要と認めたときは、臨時委員を置くことができる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長に協働推進部長の職にある委員をもって充て、副委員長は委員長の指名により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、協働推進部産業振興課において処理する。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年武蔵村山市訓令（乙）第 100 号）

この要綱は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

(3) 武蔵村山市農業振興計画調査検討委員名簿

職 名	氏 名	備 考
協働推進部長	比留間 毅浩	
企画財務部秘書広報課長	岡野 佳子	
総務部防災安全課長	福井 勇	
協働推進部環境課長	川口 渉	
健康福祉部地域福祉課長	鈴木 浩	
健康福祉部健康推進課長	宮沢 聖和	
都市整備部都市計画課長	並木 篤志	
教育部指導担当参事	小嶺 大進	(H29. 3. 31 まで)
教育部教育指導課 指導・教育センター担当課長	勝山 朗	(H29. 4. 1 から)
教育部学校給食課長	神山 幸男	

Ⅱ その他の市民の参加

1 市民アンケート調査

- (1) 調査対象 市内に在住する 18 歳以上の男女
- (2) 抽出方法 住民基本台帳から無作為に抽出
- (3) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (4) 調査期間 平成 28 年 10 月 14 日～12 月 4 日
- (5) 回収状況 配布 2,000 人、有効回収数 649 人、有効回収率 32.5%

2 農業者アンケート調査

- (1) 調査対象 市内の農地を所有する農家等
- (2) 抽出方法 市内に 10a 以上の農地を所有する方全員
- (3) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (4) 調査期間 平成 28 年 10 月 14 日～12 月 4 日
- (5) 対象者数 配布 492 人、有効回収数 253 人、有効回収率 51.4%

3 パブリックコメント

- (1) 題 名 武蔵村山市第三次農業振興計画（素案）について
- (2) 意見募集期間 平成 29 年 9 月 20 日～10 月 19 日
- (3) 意見の件数 0 件

Ⅲ 国の農業振興施策

1 都市農業振興基本法

国は、平成 27 年 4 月に施行した都市農業振興基本法において、市街地や周辺地域にある都市農地について、従来宅地化を促してきた基本方針を転換し、都市農地を計画的に保全すべきものと位置付けるとともに都市農業を振興すべきものと明確にしています。

都市農業振興基本法は、このような状況を踏まえ、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されました。

都市農業振興基本法では、都市農業の振興に関する基本理念として、以下の 3 点を明示しています。

- (1) 都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと
- (2) 良好な市街地形成における農との共存が図られるべきこと
- (3) 国民の理解の下に施策が推進されるべきこと

また、政府に対し、必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置を講じるよう求めるとともに、総合的・計画的に施策が推進されるよう、政府による都市農業振興基本計画の策定が義務付けられました。

2 都市農業振興基本計画

都市農業振興基本法の成立を受けて、平成 28 年 5 月に都市農業振興基本計画が閣議決定されています。都市農業の多様な機能として、農産物を供給する機能のほか、防災、景観、国土の保全、体験・交流などの機能を明示するとともに、都市農業を振興するための基本的施策として、農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保や防災等の機能の発揮、地産地消の促進、農作業体験の環境の整備、学校教育での活用などの施策を位置付けています。

3 農業経営基盤強化促進法

農業経営基盤強化促進法では、意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化等の措置を講じることとしており、その中で、農地集積を促進するため、農地法の特例として主に農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業等を推進しています。

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

この法律に基づく本市の認定農業者数は、平成 28 年 12 月現在 35 経営体となっています。

4 生産緑地法

市街化区域内にある保全すべき農地については、平成3年に改正された生産緑地法に基づき、生産緑地地区として指定され、長期間農地として管理することになりました。

本市においては、最初の指定が平成4年11月であり、農業者アンケート調査（平成28年度調査）の結果をみても、指定から30年後の平成34年には「一定数の買取り申出が」生じるものと予想されます。平成29年5月には、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法の一部改正を盛り込んだ都市緑地法の一部を改正する法律が公布され、同年6月から一部施行されました。

■生産緑地制度などの改正

（「都市緑地法等の一部を改正する法律」平成29年5月12日公布）

○都市農地の保全・活用（生産緑地法、都市計画法及び建築基準法関係）

- ①生産緑地地区の一律500㎡の面積要件の緩和（一律500㎡から条例で引下げ可能に）
- ②生産緑地地区内での行為制限の緩和（直売所、農家レストラン等の設置を可能に）
- ③生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期（30年経過後は10年ごとに延長可）
- ④田園住居地域の創設（用途地域の追加）

IV 東京都の農業振興施策

1 東京農業振興プラン（平成 29 年度からおおむね 10 年）

(1) プランの目的

- ア 現在の「東京農業振興プラン」（平成 24 年 3 月）を改定し、新たに策定
- イ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、「東京都農林・漁業振興対策審議会」の答申（平成 28 年 8 月）を反映した新たな振興施策を積極的に展開
- ウ 大都市東京都の農業が持つ可能性と潜在力を一層引き出し、都市農業を振興（「都市農業振興基本法」における地方計画を兼ねるもの）

(2) 目指すべき東京農業の姿

都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業

(3) 取組の視点

東京農業が抱える課題に対応していくため、4つの視点から、新たな農業振興施策を展開

ア 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開

- ・多様な担い手の確保・育成
- ・意欲ある農業者などの経営力の強化
- ・施設化や基盤整備などによる生産力の強化

イ 農地保全と多面的機能の発揮

- ・農地保全に向けた新たな取組
- ・農地が有する防災や環境保全機能による都市への貢献
- ・多様な農作業の体験機会の充実
- ・都内産の花と植木による都市緑化の推進

ウ 持続可能な農業生産と地産地消の推進

- ・持続可能な農業生産による農産物の提供
- ・植物・家畜防疫対策の強化
- ・都内産農畜産物の地産地消の拡大

エ 地域の特色を活かした農業の推進

- ・島しょ地域の振興
- ・中山間地域の振興
- ・都市周辺地域の振興
- ・都市地域の振興

2 東京都農業振興基本方針

東京都農業振興基本方針は、農業経営基盤強化促進法第5条の規定に基づき定めるものであり、平成26年11月に変更した東京都農業振興基本方針は、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」（平成25年12月13日公布）の成立及び「東京都農業振興プラン」（平成24年3月）が改定されたことに伴って、全文変更されたものです。

また、東京都農業振興基本方針は、農業者及び農業団体、区市町村に対しては、農業の振興及び地域の活性化に活用できる指針として提供し、都民に対しては、その積極的な参加と協力を働きかけていくものです。

3 その他の東京都の農業振興施策等

①東京都食育推進計画（平成28年3月）

国は食育の推進を国民運動として取り組むため、平成17年6月に食育基本法を、また、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、翌年3月には食育推進基本計画を策定しました。その後、平成23年3月に第2次食育推進基本計画を、また、平成28年3月には第3次食育推進基本計画を策定しました。

東京都では、食育基本法に基づき、国の策定した食育推進基本計画の内容を踏まえながら、平成18年9月に、東京の食環境にふさわしい食育の推進を図るための基本的な考え方と具体的な施策の展開を示した都独自の計画である「東京都食育推進計画」を策定（平成23年7月に一部改定）し、食料生産に対する理解、食を通じた健康づくり、食の安全などの分野ごとに健全な食生活に関する取組を進めています。平成28年3月には、平成28年度から平成32年度までを計画期間とした東京都食育推進計画を策定しています。

②東京都エコ農産物認証制度（平成25年度）

この制度は、安全・安心で環境にやさしい農産物の生産を振興するため、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を東京都が認証する制度です。

③東京都生産情報提供食品登録制度（平成16年度）

この制度は、消費者に商品選択の目安を提供するため、食品の生産等の履歴情報を記録し、積極的に提供する事業者を東京都が登録し、登録マークを表示する制度です。

④東京都指導農業士制度（平成28年度）

この制度は、農業技術や経営管理能力に優れた東京の農業者であり、農業の担い手に対する指導活動等により、力強い東京農業の発展に資する農業者を、指導農業士として都知事が認定するものです。

平成28年12月には、第1回の東京都指導農業士[※]認定式が開催され、都内全体で43人に認定証が交付されました。

V 武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画（平成28年度～33年度）

長期総合計画は、市の最上位計画であり、農業に関する位置づけは以下のとおりとなっています。

●基本方針

大都市近郊における都市農業としての性格を持つ本市の農業について、地産地消の推進や農業経営の近代化など時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

●施策の内容

1 農地の保全と生産基盤の整備

項目	内容	具体施策
①農地の保全と有効活用	<p>農地の宅地化が進む中で、農地の適正管理を促進し、保全に努めます。</p> <p>都市農地の保全を積極的に推進するため、市街化区域内農地における多面的機能を発揮させるための取組に対する支援を行います。</p> <p>また、市街化調整区域内農地においては、農業委員会と連携し、遊休農地[*]の利用促進に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市農地保全支援プロジェクト 市街化調整区域内農地の利用 生産緑地の保全
②農業基盤の整備	<p>農業の振興や生産性の向上のため、土地改良などの農業生産基盤の整備を促進し、優良な農地として保全を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良 市街化調整区域内道路整備

2 魅力ある農業経営の推進

項目	内容	具体施策
①農業の担い手の確保・育成	<p>農業経営の安定を図るため、農業後継者の育成や後継者組織への支援に努めるとともに、地域農業の中心となる中核的農家の育成を図ります。</p> <p>また、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業の担い手対策として、援農ボランティアの育成、活用及び派遣体制の確立に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 援農ボランティアの育成

②活力ある農業経営体の育成	<p>農業経営の近代化に向け、企業的経営体制の促進や認定農業者への認定推進、支援等に努めます。</p> <p>また、家族経営協定に基づく女性の農業経営における役割の明確化など、新たな担い手として育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の育成・支援 ・都市農業活性化支援事業 ・農業経営への女性の参画
③農業生産の振興	<p>本市の立地特性を生かし、野菜・果樹の生産や畜産などの振興に努めるとともに、農業委員会や農協等と連携して、農産物の特産品化に対する支援、直売体制の充実等に努めます。</p> <p>また、合理的な農業経営を行うための認定農業者を育成・支援し、魅力ある農業経営を進めるとともに、市独自の支援策を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の育成・支援 ・関係団体への支援 ・（仮称）産業振興ビジョン策定

3 時代のニーズに対応する農業の創造

項目	内容	具体施策
①消費者志向の変化に対応した作物への転換奨励	<p>安全な農産物の供給を図り、生産者・消費者双方のニーズに的確に応えるため、消費者団体との情報交換など連携を強化するとともに、地域の環境にやさしい農業を目指し、消費志向の変化に対応した作物への転換を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な農作物の供給促進
②農のあるまちづくり	<p>都市の中に農のある景観を残しながら、農業を通じて地域のコミュニティや農家と地域住民との交流を深めていくため、体験型市民農園の整備や観光農園等の普及促進に努めます。</p> <p>また、農業情報の提供を促進するとともに、小学生の農業体験学習、市民のための農業講座開設など市民の農業への理解促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型市民農園の推進 ・観光農園等のPR ・稲作体験の実施

VI 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度～31 年度）

「武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における農業に関する位置付けは以下のとおりとなっています。

●時代のニーズに対応する農業の創造

現状と課題	<p>○本市の農業は、東京という大都市近郊における「都市農業」としての性格をもっている。</p> <p>○都内では珍しい、みかん狩り等を行うことができる観光農園を有している。</p> <p>○市内に点在する観光農園について、積極的にPRを行う必要がある。</p>
施策内容	<p>都内では非常に珍しい、みかん狩り等を行うことができる観光農園について、広報紙やホームページを活用した情報の発信を行うとともに、「観光農園からかたくりの湯へ」といった観光案内も併せて発信することにより、近郊からの来訪者の増加を図ります。</p> <p>また、大都市近郊という特性を最大限に生かし、身近な場所で農業体験ができるような取組を検討し、市外からの来訪者の増加を図ります。その一環として、体験型市民農園の利用促進や援農ボランティアの積極的な募集を行うとともに、体験型市民農園の利用対象者を市外在住の方へ拡大することを検討します。</p>
重要業績評価指標（KPI）	<p>認定農業者数 30 人【産業振興課】</p> <p>※平成 28 年 4 月 1 日現在、35 経営体となっています。</p>

●主な事業

事業名称	重要業績評価指標（KPI）			事業課
	指 標	現況値 （H26 年度）	目標値 （H31 年度）	
観光農園等のPRの実施	観光農園数	8 か所	8 か所	産 業 振 興 課
体験型市民農園の開設	体験型市民農園数	2 か所	3 か所	産 業 振 興 課
援農ボランティア制度の実施	援農ボランティアの登録者数	10 人	25 人	産 業 振 興 課

VII 用語解説

【あ行】

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式の導入に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた農業者。認定を受けた場合、金融・税制上の特例措置を受けることができる。

【か行】

家族経営協定

家族で行っている農業経営において、経営計画や各世帯員の役割、就業条件等の相互間のルールを文書化して取り決めたもの。家族経営協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の個人の地位や役割が明確化され、経営のパートナーとして位置付けられるよう関係の認識醸成が図られる。

環境保全型農業

地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らすため堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業のこと。

基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、農林業センサス調査期日（調査年の2月1日）前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のこと。

GAP

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。農業者が取り入れることで、農業経営の改善や効率化に資するとともに消費者の信頼が確保される。Good Agricultural Practice の略。

経営耕地

農家が経営している田、畑、樹園地。

兼業農家

世帯員のうち何人かが農業以外の仕事から収入を得ている農家で、農業所得を主とする兼業農家（農業収入>他収入）を「第1種兼業農家」、農業所得を従とする兼業農家（農業収入<他収入）を「第2種兼業農家」という。

耕作放棄地

過去1年以上作付がなされず、今後数年の間に再び耕作される明確な見込みのない農地。過去1年以上作付がなされなかったが、今後数年の間に再び耕作される見込みのある土地は不耕作地という。

【さ行】

作目

農耕地又は、草地・林地などで栽培される作物の種類。また、飼養される家畜の種類や農畜産物加工の種類。

J A 東京みどり

J A は、農業協同組合の略称。農業協同組合は、農業者を主たる構成員とし、組合員の農業経営・技術指導を行うほか、資材の共同購入や農産物の共同販売等も行っている。また、貯金の受入れや融資を行う信用事業や共済事業なども行っている。J A 東京みどりは、武蔵村山市、昭島市、国立市、東大和市、立川市の 5 市が管轄となっている。

食育

生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

食料・農業・農村基本法

食料、農業及び農村に関する施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、平成 11 年に施行された法律。食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮等について新たな方向性が示された。

生産緑地

「都市計画法」による地域地区の一種で、市街化区域内農地において「生産緑地法」に基づき指定する。生産緑地地区に指定されると、長期の営農が義務付けられる一方、税の軽減措置が受けられる。

【た行】

体験型市民農園

農家が開設し、耕作の主導権をもって経営・管理している農園で、利用者は入園料を払い、農家の指導のもと、種まきや苗の植え付けから収穫までを体験する農園。

多摩開墾

市の南西部に位置し、横田基地に接した大規模農地でおおよそ東京ドーム 12 個分の広さ（約 55ha）となる。

地産地消

「新鮮で安全な地元産の食材を、地元で消費する」こと。消費者にとっては、生産者の顔が見える安全で安心な、しかも新鮮な食材が提供され、生産者にとっては、流通コストがかからず小規模な生産者でも対応しやすいメリットがある。

東京都指導農業士

農業技術や経営管理能力に優れた東京の農業者であり、農業の担い手に対する指導活動等により、力強い東京農業の発展に資する農業者に対し、都知事が認定する。

特定生産緑地制度

平成 29 年 5 月の生産緑地法の改正により創設された制度で、生産緑地地区の指定後 30 年を経過する前に特定生産緑地として指定されると、買取り申出の開始時期が 10 年延期され、以後繰り返し 10 年の延長が可能になる。

特定農業法人

担い手の不足が見込まれる地域において、関係者の合意に基づき、その地域内の農用地について利用権の設定や農作業の委託を受けて、農用地の利用集積を行う農業法人であり、税制上の優遇措置を受けることができる。

【な行】

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」により、区市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づき、認定を受けた農業生産者。地域の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる。

農業委員会

農業委員会は、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進など、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置される。

農業改良普及センター

普及指導員の活動により得られた知見の集約、農業者に対する情報提供、新規就農促進のための情報提供・相談等を実施する機関。

農業経営改善支援センター

全国、都道府県、市町村の各段階で設置されており、認定農業者及び認定農業者になろうとする者に対して、農業経営の規模拡大、生産方式や経営の合理化、農業従事者の態様の改善等について支援・相談活動を実施している。

農業経営体

次のいずれかの事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の外形基準以上の農業
 - ①露地野菜作付面積 15a ②施設野菜栽培面積 350 m²
 - ③果樹栽培面積 10a ④露地花き栽培面積 10a
 - ⑤施設花き栽培面積 250 m² ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭 ⑧豚飼養頭数 15 頭
 - ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - ⑪その他 農林業センサス調査期日（調査年の 2 月 1 日）前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
- (3) 農作業の受託の事業

農業所得

農業収入から専従者給与以外の必要経費を除いたもの。

農地所有適格法人

農地法で規定された呼称で、農地に関する権利の取得が可能な法人のこと。

農林業センサス

農林水産省が、農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に5年ごとに行う調査。

農商工連携

農山漁村には、その地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源がたくさんあり、農商工連携は、このような資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むもの。

農地の多面的機能

農地が農産物の生産以外に果たしている様々な役割や機能のこと。さらに都市においては、緑地環境を保全し、生活に潤いをあたえる場としての機能を持っている。

農地利用集積

賃貸借や売買等により農地の利用権や所有権を移動し、経営規模の拡大を望む認定農業者等への農地を集積すること。これにより、農地の有効利用や遊休農地の解消を図ることができる。

農福連携

福祉分野において、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果等が改めて評価されている。農業は、障害の程度に応じた作業が可能であること、一般就労に向けた体力・精神面での訓練が可能であることから、障害者の就労訓練・雇用の場として、農作業を取り入れる福祉施設が増加している。このような取組を農福連携という。

【は行】

販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農林業センサス調査期日（調査年の2月1日）前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

肥培管理

作物を栽培するときに、施肥・水やり・中耕・土寄せ・害虫の駆除などを総合的に管理すること。

ブランド化

商品の品質、デザイン、イメージ、信頼感など、他の商品と差別化し、価値を見出すこと。

【や行】

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

【ら行】

6次産業化

農林漁業者（1次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくこと。生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。

「6次産業」という言葉の6は、農林漁業本来の1次産業だけでなく、2次産業（工業・製造業）・3次産業（販売業・サービス業）を取り込むことから、1次産業の1×2次産業の2×3次産業の3のかけ算の6を意味している。

武蔵村山市第三次農業振興計画

(平成 30 年度～平成 39 年度)

発 行：平成 30 年 3 月

発行者：武蔵村山市

編 集：武蔵村山市協働推進部産業振興課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

電話 042-565-1111 (代表)



武蔵村山市

